

平成 1 9 年

予算審査特別委員会会議録

- ・ 招 集 平成19年 3 月13日
- ・ 開 会 平成19年 3 月13日
- ・ 閉 会 平成19年 3 月13日

大空町議会予算審査特別委員会

予算審査特別委員会会議録

1 応招委員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇		

2 不応招委員は次のとおりである。

3 出席委員は応招委員と同じである。

4 欠席委員は不応招委員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長		
助	役	農 政 課	長
助	役	商 工 観 光 課	長
総 合 支 所	長	建 設 課	長
総 務 課	長	住 民 生 活 課	長
出 納 課	長	保 健 福 祉 課	長
企 画 課	長	産 業 振 興 課	長
財 政 課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務	長
財 政 課 参 事		建 設 水 道 課	長
住 民 課	長	ひがしものと乳酪館	長
福 祉 課	長	総 務 課 総 務 係	長
教 育	長	生 涯 学 習 課	長
女満別教育センター	所長	監 査 委 員 事 務 局	長
女満別地区農業委員会 事務局	長	東藻琴地区農業委員会 事務局	長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

◇委員長 ただいまから本日の予算審査特別委員会の会議を開きます。

本委員会に付託されました議案第 29 号 平成 19 年度大空町一般会計予算から議案第 37 号 平成 19 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの 9 件を一括議題として審査を行います。

2 日間にわたり課ごとによる審査を終えておりますが、本日は全体による審査を進め、その後採決を行いたいと思います。

本日の議事日程については、先般お示しした審査区分によって進めます。

なお、予算の項目に係る事項については、予算書のページ数を告げてから質疑をしてください。質問は、審査区分ごとに 1 委員から一括して受け、その後執行側からまとめて答弁を受けます。再質問があれば、審査区分ごとにまとめて再質問をしてもらい、答弁もまとめて受けます。したがって、委員の質問及び答弁は審査区分ごとに一括して行われますようにいたします。1 区分ごとの 1 委員の質問制限時間は 30 分ではありますが、回数に制限はありません。

また、本日 1 日限りの総括質疑となっておりますので、各委員におかれましては質疑の内容が再度繰り返すなどの重複を避け、質問をされますようにご協力をお願いいたします。

◎議案第 29 号ないし議案第 37 号

◇委員長 これより一般会計予算のうち歳入についての質疑を受けます。

1 番、近藤委員。

◇近藤委員 歳入につきまして 1 点お伺いをいたします。

24 ページから 25 ページにかけましての 15 款 3 項 1 目の 1 節、権限移譲事務交付金についての部分であります。金額的な内容についてのことはいいのですが、地方分権と言われている現在の状況の中で道から町へとその権限が移譲されてきている項目も多くなっているのだらうなと感じているところであります。現在、その状況についてと合併したことによってそのことに変化が生じてきているのかどうかということについてお伺いをしたいと思います。

◇委員長 企画課長。

◇企画課長 それでは、私の方から、企画課の方からまとめて、細部についてはそれぞれ所管課が事務をしているということでございますが、総体的なお話としてお答えをしたいと思います。

権限移譲事務、この関係につきましては旧東藻琴村、旧女満別町におきましてそれぞれ事務の移譲を受けております。数値的なものを初めに申し上げたいと思いますが、18 年度に移譲を受けている項目については 198 項目あります。ただ、この中で実際の

取り扱いということになりますと、この項目中14件。ですから、198項目移譲は受けていますけれども、実際にその中で事務をしているのがこの中の14項目ということになります。項目では14件ですが、件数的には262件。これで一番多いというのは、鳥獣保護、狩猟等の関係の事務、こちらが144件ということになってございます。この権限移譲事務を受けるに当たりましては、基本的には住民サービス、近くに窓口があるということが一番かと思います。そういうような観点から、それぞれ道の方から照会が来て、各担当に、所管課に照会が来て、また所管課の方でその辺メリット等判断して受ける、受けないの回答をすると、そういうような中で協議をして進めているという状況でございます。そのほかにも受けるに当たって検討しなければならないのは、町が受けることが住民にとってサービスが向上になるかどうかという判断も一つ基準になるのかなと。本町の場合につきましては、網走支庁が近いということで、事務によっては直接出向いた方が期間的にもそんなに町が受けるよりも逆に便利だと、そういう場合もございますので、個々具体的に判断をして移譲を受けると、そしてそれを要望するという形で進めているところでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

◇近藤委員 合併して変化があったかということについては、いかがですか。

◇委員長 企画課長。

◇企画課長 合併による変化ということでございますけれども、例えば鳥獣保護関係によりまして、東藻琴村で45件、それから旧女満別町で109件ということで254件、今回合併いたしまして144件ということに逆に、この場合その年の状況によりましてあくまでも申請行為がいろんな条件の中で多い少ないということがあろうかと思いますが、その影響というのはちょっと企画の方では今把握してございませんが、今配置されている事務の中で、事務事業の中で処理をできているというふうに考えてございます。

以上でございます。

◇委員長 1番、近藤委員。

◇近藤委員 現状についてお伺いをしたところであります。この道からの権限移譲を受けて、それに見合うような実績が多いほどこの交付金がふえていくということになるのかなと申しているところでありますけれども、現状事務的な負担の部分、あるいは住民サービスの部分についてどうなのかなということをお伺いしたところでもあります。今後についてという考え方で、現在においてはそれぞれの町村の要望を加味した中でその権限を受ける、また受けない方がいいというような判断が加味されているようでありますけれども、道州制等も検討されている中でもあります。今後においては、強制的な部分で移譲されていることも考えられるのかなと思いますし、また職員定数におきましては今後削減という形の中での方向性も出されているところでもあります。そうしたバランスの中で今後どんなこ

とが予想されるのかなということについて、再度お聞きをしたいと思います。

◇委員 長 企画課長。

◇企画課長 今後の移譲につきましては、今想定される移譲につきまして本町として受けられるものについてはほとんど受けているのではないかなという状況でございます。このほかにも移譲事項がありますが、専門職、こういうものが配置されないと受けられない項目もございます。そういう中で、今本町としては住民サービスを判断して可能な限り今現状では受けているという状況かというふうに私としては認識をしております。また、今後職員の定数削減等の中でということもございます。それにつきましては、総体的な本町の事務量という中でアウトソーシングとか民間委託できたりするものはしながら、これも行革とも絡みますけれども、そういうものと調整しながら、町としてその移譲を受けた方が町民のためにサービス向上になるという事務については、各課とともに調整を図りながら検討してまいりたいというふうに考えてもございますので、よろしく願いいたします。

◇近藤委員 終わります。

◇委員 長 それでは、ほかに。
5番、森田委員。

◇森田委員 19ページ、教育関係の手数料のところでは入学料、これは東藻琴高等学校の入学料ということですが、前段委員会の初日に課長の方から本年の入学希望者というか、試験を受けるであろう、受けた数をお聞きしたところであります。合格者というか、はまだ決定していないというふうに聞いておりますが、一方ここに入学料ということでは当然出てこないわけですが、女満別高等学校が本年受験希望されたのが昨年から見たら非常に、昨年から非常に多かったのか、本年受験を希望された数が、実際にはどの程度試験を受けられたのか承知していないところでありますけれども、新聞等で募集の数を拝見しますと非常に少ないというふうな印象を受けたわけですが、その辺のところを教育長はどのように分析をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◇委員 長 教育長。

◇教育 長 東藻琴高校の入学の数、ことし受けた数は35名というふうに聞いております。全員学内の入学判定会議で審査をして、その数の分決定をした旨内々に校長の方から知らせを受けております。女満別高等学校につきましては、今森田委員おっしゃられましたように、昨年は80名ということで、2間口80名、定員いっぱいの受験者があったのですが、今年度は56名ぐらいというのを私の方で押さえています。去年は、網走東学区の関係で網走の道立の向陽高等学校が2間口80人のところ欠員が24名生じたということで、

そして女満別が例年５５名前後のところは８０名、平成１８年度入学者があったという逆の現象が起きていたのですが、ことしはそれがまた逆の現象で、女満別高校の方が５５名前後で、向陽高校の方が８０名近いというようなことで今のところ数字上は情報を得ております。この後１６日に合格発表ということになりますので、その結果で具体的な数値はわかろうかと思います。

◇森田委員 終わります。

◇委員長 ほかにご質問ありませんか。
７番、坂本委員。

◇坂本委員 ２点ほどお伺いしたいと思います。

使用料の部分なのですが、１９ページの伝承館使用料、教育使用料のうちの伝承館の部分になろうかと思うのですが、伝承館の部分については１５万円、まずこの使用料設定の内訳といたしますか、その根拠をまずちょっとお伺いしたいのと、それから使用料全般について、いろいろと歳入の確保を図る観点から、一部１８年、また１９年度から指定管理者制度を導入する施設があります。その中で使用料の見直しに係る部分とまいしょうか、ほとんど協定書も取り交わされた時点でもあろうと思うのですが、これを管理委託する上で一種民間としての効率性というところから使用料の見直しとまいしますか、そういったものもある程度管理者の意向というものにもつながってくるだろうと思うのですが、そういったところからの現状なり、これから公の施設として扱うならばどのように使用料を見直していくのかというところをまず１点お伺いしたいと思います。

それから、１７ページになりますが、住宅使用料の部分で滞納繰り越し分という部分が２９０万８、０００円という金額を想定されております。恐らくこれが全額でないだろうと思うのですが、当然歳入に入る部分の金額でもあります。これからの滞納金の取り扱いについてどのように考えておられるのか、この２点についてお伺いいたしたいと思います。

◇委員長 教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 伝承館の使用料でございますが、伝承館には特に会議室等の使用は見込んでいないのですが、陶芸のサークルが入っております。ですから、主なものは陶芸サークルの陶芸窯の使用料、その分を計上しているということでございます。

◇委員長 企画課長。

◇企画課長 それでは、私の方からは使用料の見直しということでございますが、全般的な使用料の見直しにつきましては、合併事務調整の中で３年以内に見直しをするということと行革、ただいま大綱と、それから推進計画策定中でございますが、その推進計画の中でも

それぞれの施設等の使用料等につきましては見直しをするということで、具体的に今いつまでにやるかという計画を他所管課とともに調整をしているところでございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

◇企画課長 先ほど指定管理者の使用料の件ということでございますけれども、いずれにしても指定管理者が受ける使用料というのは条例の範囲ということでございますので、町の方の使用料等の条例を改正しなければ基本的にはそれを超えるというようなことはできないということになってございます。

以上でございます。

◇委員長 教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 済みません、先ほどの答弁でちょっと漏れておりましたので。

先ほど陶芸窯の使用料等のお話ししたのですが、そのほかに囲碁の団体、それから織りの団体が入っておりますので、そのこの部分の電気料等の使用料もこの中に含まれてございます。

◇委員長 建設課長。

◇建設課長 公営住宅使用料の関係でございますけれども、坂本委員さんがおっしゃるように、全部ではございません。まだ決算終わっていませんので、あらかたの数字でございますけれども、約1, 170万円程度が残るのかなというふうに思っております。その3割弱程度を見込んでございます。その見込みというのは、例年徴収される金額に近い数字ということで考えております。

なお、徴収の関係でございますけれども、これにつきましては大空町税等収納率向上対策推進委員会というのがございまして、それに諮っているわけでございますけれども、それらの委員会におきましてそういった収納率向上に対する意見等をいただいておりますのでございますけれども、町営住宅の使用料の関係につきましては裁判所の多くについては司法関係ということで見ておりまして、公営住宅の使用料関係には公の営造物の利用関係として公法的な一面があることは否定し得ないとしながらも基本的には私人間の家賃、賃貸借関係であるということになっております。したがって、下水道利用料と異なりまして民事上の強制執行を行うことができません。裁判上の手続によりその執行を行う必要があるということでございまして、そのため19年度におきましては公営住宅家賃の滞納がかなりふえてきておりますので、滞納整理事務を適切に行うことにより、また納付の不公平感解消のため滞納整理事務要綱、公営住宅の滞納をなくするという観点から、そういった要綱を制定して今後収納率向上に努めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

◇委員長 7番、坂本委員。

◇坂本委員 まずは、町営住宅の未収の説明を受けたところなのですが、説明の中にもありましたように、払う人払わない人の公平感、これ一番住民の中では大事な部分であろうと思いますので、そういったところでやっていただきたいと思いますし、また保証人の関係なのですが、これは徴収していく上で保証人に対する連絡が遅くて、かなりまとまってからでないと、保証人の方も事情がわからないというような部分もあるような話を聞いております。もう少し早目の処理といいましょうか、そういった徴収する場合のいろんな工夫といいましょうか、せっかく保証人をつけているわけですから、そういった中でのいろんな対応策もあろうかと思うのですけれども、その辺については今まで私が聞いているには、聞いたときにはもう金額が大き過ぎてちょっと手に負えない金額だったというような話も聞いておりますので、その辺の早目の対応がどうであったのかちょっとお伺いしたいと思います。

それから、今伝承館について説明をいただきました。これ囲碁クラブとヴェブサークルと陶芸が、主に固定した団体が利用しているということなのですが、1万5,000円でしたですか、15万円ですか、15万円の使用料をそれぞれの団体からいただいているということなのですが、今後、一種特定の団体ということが言い切れると思うのですけれども、その部分について果たしてこれからの行政の持ち物としての使用料の徴収が適当なのかどうか、見直す必要があるのかないのか、私の方としては少しでも負担をしていただきながらも利用していただくというのが適当かと思うのですけれども、その辺についても一度お答えをいただきたいと思います。

◇委員長 建設課長。

◇建設課長 住宅使用料の保証人の関係でございますけれども、ご指摘のとおり、そういったおくれた部分が今まであったかというふうに思っております。今後におきましては、家賃滞納整理事務要綱というのをつくりまして、その中でいち早くたまらないうちに保証人の方に連絡するなり、そういったことを盛り込んでございますので、そういった要綱に基づいてたまらない努力もする必要があるかと思っておりますので、そういったことで取り組みたいというふうに思っています。よろしくお願い申し上げます。

◇委員長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 伝承館の今後の利用ということでのご質問でございます。ただいま利用している団体等につきましては、活動の関係につきましてのそこを拠点としての活動を行うということでその施設を利用いただいているということの活動の経過があるというふうに伺っております。ただ、ご指摘のとおり、その団体に専用利用をしていただいているということがございます。今後そのあり方につきましては検討をしていかな

ければならないというふうに考えてございますが、その施設を活用して文化団体の活動をしていただいているという、その経緯については尊重してまいりたいというふうに考えてございます。ちょっと答弁の歯切れが悪いところがございますが、団体の今までの利用の経過も踏まえた中で今後施設利用ということで検討をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

◇委員長 7番、坂本委員。

◇坂本委員 検討していただくということなのですが、施設によってばらつきがあると使う側での不公平感といいますか、あっちの施設はただだったけれども、こっちはお金取られるよというようなことのばらつきがあると、やっぱりその活動自体にもちょっと制限が加わるまでいくかどうかはわかりませんが、住民としての、使う側としての不信感につながっていくと、これまたちょっと適切でないと思いますので、その辺も直接管理運営する施設については各課にまたがる施設であろうと思いますが、その辺の一律の使用料の基準を統一していただくということが必要なのでないかと思いますので、今後改めて検討をお願いしたい、そのように思います。

以上です。

◇委員長 答弁はよろしいですか。

助役。

◇濱名助役 ただいまの坂本委員のご質問については、やはり使用料の公平感、それから各施設の使用に対する頻度等もあわせて、やはりそれらについては公平でなければならぬという原則があるかと思います。使用料、手数料の見直し等につきましては今後の大きな課題であると感じてございますので、その辺につきましては今ご質問の内容の基準等に照らし合わせて考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

◇坂本委員 終わります。

◇委員長 13番、豊島委員。

◇豊島委員 12ページで税の関係でございますけれども、滞納の関係について、今公営住宅使用料の未収等の関係は若干何がしかの金額が上がっている、町民税については滞納については1,000円という、要するに窓口開設というふうに理解していますけれども、どうなのでしょう。情報公開なり住民にそういうものを知らしめていくためには、金額は調定額を載せるということではないというのは私も理解しておりますけれども、少なくとも何がしかの徴収金が上がっていると思うのです、18年度のところで。それを1,0

000円の開設だけであれするというのは、やはり実態にそぐわないのだと私は思っております。ましてや徴収を、要するに住民の公平負担という面からいくと、適切ではないと私は思っております。それから、取り扱いも先ほど言ったように公営住宅等の関係では何がしかの金額を載せていると、そういうことも含めて20年度に向けてはそのような扱いをしていただきたいものだと思っております。要するに住民も見てわかるように、滞納金額がこのくらいあるよというような、前年度の実績でも何でも私はいいのだろうと思っておりますけれども、そのようにしていただきたいものだというふうに、そう思っております。

それと、もう一点は、先ほど公営住宅の使用料の関係でかなりの金額の滞納があるということは、もう私も18年度決算等でも承知しておりますけれども、たしか記憶に間違いなければ水道料、それから公営住宅等の未収についてはおおむね14%から17%の未収金がある、調定に対して。それから、税については4%から7%の滞納額になっていると、結果として。一般論ですけれども、税の方が徴収率が悪くて、税も国民の負担ですから、義務ですから、当然のことなのですけれども、水道や公営住宅というのは直接受益があつて普通は徴収率がいいはずなのです。けれども、旧東藻琴のときのそれがいいか悪いか、そういうことを言うのではなくて、一般的には他町村も含めて税の徴収率の方が悪い率になっていると。使用料等については、若干税よりはいいと。だから、旧女満別の関係ではそれが逆転現象にあるのはもうデータから明確です。ですから、徴収の方法、テクニック、いろんなことがあるのだろうと思いますけれども、その差は歴然としていたわけですから、今まで。ですから、一つの町になったわけですから、同じ徴収感覚というか、徴収方法というか、そういうものが踏襲されていくのだろうと思っておりますけれども、そこら辺の考え方をどのようにして徴収に力を入れていくのかお聞きしたいと思います。

◇委員長 財政課長。

◇財政課長 ただいまの豊島委員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の税の滞納繰り越しの予算の中で滞納繰り越し分につきましては、科目存置という形で1,000円を計上させていただいております。この部分につきましては、現実的に税につきましては毎年滞納が生じてきているというのが現実でございます。具体的に申しますと、町民税、法人税、固定資産税、自動車税の昨年の18年度の調定額で申しますと3,435万円ほどの未収金という形で18年度に繰り越しをされているという現実になっておりまして、これらにつきましてはそれぞれ滞納繰り越し分につきましては各会計におきまして徴収が実際にされてきているというのが現実でございます。そういう中では、この科目存置1,000円ではどうなのかということのご指摘かと思いますが、幾ら集まってくるかわからないという中で一応1,000円の科目存置という形でさせていただいているというような現状になっておりますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

2点目の関係でございますが、今後の滞納処分、収納の向上に向けてどのような形で進めていくのかということのご質問かと思いますが、先ほど建設課長の方からも申し上げま

したように、収納率向上対策委員会を設置いたしまして全庁的に税だけではなくて住宅料、それから水道料、給食費等、収納関係、すべての関係する課に集まっていただきまして、それぞれ連携を図りながら徴収事務を進めていると。また、昨年４月からは専任の徴収担当職員も配置をしながら小まめな訪問活動を行い、徴収に努めているというところがございます。ただ、それにしましてもやはり滞納が残ってきているというような状況の中で、今後は行政サービスの制限等につきましても検討していかないといけないのかなということで考えております。また、先ほど建設課長の方からもありましたように、住宅、水道につきましてはそれぞれ恩恵をこうむるということもございますので、それらのことも検討しながら水道の給水停止、または法律的な問題もいろいろあるかと思いますが、住宅の明け渡し等のことも基準を作成しながら進めていかなければならないということで考えております。また、税につきましてはそういう給付がございませんので、滞納処分、差し押さえ等を検討していかなければならないと思っておりますが、なかなか滞納されている方につきましては財産等がないという中で徴収に非常に苦慮しているという中で、小まめな訪問活動をしながら今現在は徴収をしているという状況でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

◇委員長 １３番、豊島委員。

◇豊島委員 徴収につきましては、たまたま私ももとは職員でしたので、十分理解できますし、徴収した後の残を徴収するということはもう至難のわざに近いということも私も了解しているわけですが、そのことを私は言っているわけではなくて、徴収の方法が旧女満別町と力点が、旧女満別町と旧東藻琴では違ったのでないのかということのご質問をしたつもりです。徴収率の、要するに滞納率のパーセンテージが違うということは力点が違うのだろーと思っております。それはそれで、どっちがいいとか悪いとか私は言おうと思いません。ただ、一つの町になったのですから、要するに同じ目線で徴収をするのだろーと私は思っています。また、そうあるべきだと思っておりますから、そのことを言ったつもりでございます。だから、それについては私も他意はないわけですが、先ほどの税の一連の滞納の窓口開設、私も十分それは理解するわけですが、町の姿勢として公営住宅は二百九十何万円の滞納額を上げていて、税は１，０００円というのは、それはやはり統一的な感覚で、要するに税だから１，０００円でいい、それから使用料だから二百九十何万円滞納を上げている、そういうことではバランスがやっぱり私はおかしいと思います。先ほど課長の答弁は、窓口開設だから、ご理解いただきたいということで、ご理解できません。ですから、私はわざわざ年度を２０年度からそうする気があるのかないのかと聞いているわけですから、その答えをいただきたい。

◇委員長 財政課長。

◇財政課長 ただいまご指摘ありました科目存置ではどうなのかと。現実的には毎年収納に努めておりますので、20年以降につきましては実績等を考慮しながら、科目存置ではなくて科目予算計上していきたいということで考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇豊島委員 終わります。

◇委員長 ほかに。

15番、樫原委員。

◇樫原委員 先ほど5番の森田さんが女満別高校の入学者が少なくなったといった原因はどういうふうに把握しているかということと、それから公営住宅の滞納、普通未収金というのだけれども、滞納と未収金とどういうふうに扱っているのかちょっとお聞きしたいのです。

◇委員長 教育長。

◇教育長 女満別高等学校に限らず今全道あるいは全国的にそうなのですが、子供の数がどんどん減っていきまして、18年度から19年度に向けてはそんなに中学卒業する数は減らないのですが、この後21、22、23、24年に向けてどんどんますます中学生が減っていきます。そうした中で、地元の中学校を卒業して女満別高校に行く子供の数と網走市内から女満別高校に入ってくる子供の数の比率がその年によって若干変わってくるのです。去年は、網走から女満別高校に入ってきた子供たちの数が非常に多うございました。今年度は、その分が網走市内の高校の方に流れて、逆に女満別の地元を卒業した子供たちが女満別高校行かないで網走市内に行く子供の数も去年に比べてふえています。そうした子供たちの進学状況の変化と、それから子供、中学卒業生の数の減少とがその年によっていろいろ織りなしてきて多少の人数の動きがあるということでございます。いずれにしても、女満別高校が平成18年度80名、東藻琴高等学校が43名、定員いっぱいということは今後の中学卒業生数の減少からいくとなかなか同じようには望めない実態が予測されるなということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇委員長 建設課長。

◇建設課長 滞納繰り越し分の内訳でございますけれども、平成18年度調定額で申しますと1,170万円です。これから引くものについては、11月末の徴収済み額ということで約130万円、それと3月末見込みということで70万円、約200万円の徴収を見込んでございまして、差引きますと970万円程度がまた次年度に繰り越していくのかなというふうに考えております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

◇委員長 よろしいですか。

建設水道課長。

◇建設水道課長 お答えします。

滞納額というのは、平成17年以前の分について滞納繰越額ということでございまして、現年度分については未収金ということで、それが次年度に繰り越していきますと、さらに滞納繰り越しということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇樫原委員 わかりました。

◇委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員長 それでは、一般会計予算歳入の質疑をこれで終了いたします。

次に、一般会計予算歳出についての質疑を行います。

13番、豊島委員。

◇豊島委員 職員研修の関係でお伺いしたいと思います。

9日のそれぞれ各課の説明の中で19年度の職員研修については、るる説明をいただきました。その折、今までにそれぞれの研修項目により職員の役職等に応じて研修がなされた、済みのものをお知らせいただきたいということで資料も昨日いただいております。その中で確認をしたいこととお聞きしたいことがあるわけですが、実は道の研修センターが要するにいろいろ経費がかかるので、閉鎖したというように聞いております。それで、今までは道の研修センターなり、この実績を見ますと中央研修センターなりということ、それから町独自で研修ということで行われていて、管理者研修なり監督者研修、法制実務なりもろもろしているわけですが、私は職員の独自に個々が勉強すれば一番いいことですが、なかなか勤めながらという部分の中ではできない中で結果的に職員の質を高めるということは研修を充実することが大事なことになるだろうと思います。ひいてはそれが役場の財産はもちろんのこと、大空町の財産に私はなるのだと思っております。そういう中では、きのういただいた資料の中では、押しなべて大体30から50を切っている、要するにそれぞれの役職、課長職なり、それから係長、係なりということで研修が全部行き届いているわけではないです。これは、金がかかることもあったり、いろんなことでそういうことなのでしょうけれども、考え方として道の研修センターがなくなったことの代替とかそういうものは今後どういうようところで職員の研修をしようとしているのか、わかる範囲でお知らせいただければありがたいと思います。

◇委員長 総務課長。

◇総務課長 ただいまの豊島委員のご質問にお答えをしたいと思います。

委員ご指摘のように、道の研修センターについては、以前は江別の研修所といいますか、そういう言い方をしておりましたけれども、それについては道の財政的なこともありまして廃止となっております。17年度で廃止となっております。18年度からは道の研修センターという組織、ここを中心に引き続き従来と同じようなカリキュラム、研修の数をもって引き続き研修についてはこの道研修センターが中心になって主催して続けてやっております。ただ、江別の研修所自体が閉鎖ということになっておりますので、札幌市内のホテル、あるいは道の庁舎内の会議室等を会場といたしまして、管理者研修、あるいは監督者研修、法制研修等を継続して実施しているのが実態でございます。

説明は以上でございます。

◇委員長 13番、豊島委員。

◇豊島委員 わかりました。道立研修センターにかわる、そういう場所を変えて同じような項目が研修されるということで今ご説明ありましたので、きのういただきました受講状況等からいきますと、まだ研修を必要としている方がおられるのだと思います。私は、基本的にはそれぞれ管理職なり係長なり係なり、担当課によって、係によってもそれぞれ専門的な研修を必要とするのだらうと思います。そういう面で地元の町全体ですることと、それからそれぞれやっぱりそういう研修機関ですることとは使い分けてこれからも予算措置されると思いますけれども、今後においても職員の研修には力を入れていただきたいということで、質問を終わります。

◇委員長 ほかに。

助役。

◇濱名助役 今の豊島委員さんの職員研修にかかわる課題につきましては、まさにそのとおりでございます。職員の新たな知識、それから知識の確認、もろもろの要素がそこに含まれておるというようなことから、その必要性については十分承知しておりますので、今後も職員の研修に当たりましては積極的に取り組んでまいりたいと考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇委員長 4番、植田委員。

◇植田委員 143ページにありますあさひ団地建設事業と、それからしらかば第2団地建設事業についてでありますけれども、あさひ団地については1棟3戸ということです。それから、しらかば第2団地については1棟8戸というようなことでありますが、これ建設されるということは住民にとって大変よろしいことでないかなというふうに考えているのですけれども、その後の入居した住民がいろいろなふぐあいを申し入れてくるというような

ことが多々あるわけであります。例えば結露であるとか、押し入れが閉まらないであるとか、そういうような苦情が役場等もあると思いますし、我々のところにも来るというようなことが現実的に行われているという話でありますけれども、その中で役場側の方から二、三カ月たってぐあいが落ちついたときにこちらから出向いて、いかがでしょうかというようなことはやはりするべきでないかなというふうに考えるわけであります。今回建てるのは3戸、8戸で計11戸という、そんな戸数でありますので、これは現地に赴いて職員が聞けないというような戸数でもないと思うのです。今までにおいてもやはりそういう状態は職員が赴いて、直接業者が行くのではなくて、やはり聞き取りということはするべきでないかと思うのですけれども、そこら辺の考え方をお聞かせください。

◇委員長 建設課長。

◇建設課長 一昨年建った公営住宅に関して植田委員から以前FFストーブの穴が低いのではないかといったご提言もありまして、また片方では電磁調理器の関係もございまして、ことし18年度予算である程度直したところでございますけれども、今植田委員おっしゃられましたご提言の趣旨に沿いまして、入居後無料で、お金をもらっていただいておりますので、入居後二、三カ月たった後に入居者に直接そういった意見を聞く機会を今後設けたいというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

◇委員長 4番、植田委員。

◇植田委員 前向きな回答をありがとうございます。

さらに、私は一つ提案をしたいのですけれども、これ建設した担当者がやはり聞くべきでないかなというふうに感じるわけなのです。というのは、建設した担当者が聞くことによってその次の勉強に、これは人間のやることですから、完全なものではないというふうに考えるわけでありますけれども、設計なり工事の担当した者が聞くことによって次また建てるものがより一層適正なものになっていくのでないか、そういうふうなレベルアップをして初めて住民に満足いく入居ができるのでないかなというふうに考えるわけなのです。先ほども滞納という問題がありましたけれども、気分よく住民が入居されていれば、やはりそういう気持ちも薄らいでくるのでないだろうか、そういうふうに考えますので、そこら辺のところを検討していただいて今後やっていただきたい、というふうに思います。

◇委員長 建設課長。

◇建設課長 あさひ団地建設計画につきましては、21年まででございます。あと3年ございますし、しらかば第2団地につきましても20年までと、来年もあるということでございますので、今ご提言のあったようなことを参考にして住む人が快適で、利便性向上に向けて

そういった取り組みもしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◇植田委員 終わります。

◇委員長 ここで20分休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時14分

◇委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算歳出の質疑を続けます。

14番、田中委員。

◇田中委員 私ここで立って質問するの初めてでございまして、大変遅くなりまして済みませんでございまして。

8款の土木費の公営住宅の関係、前委員も質問されていましたが、私産業建設常任委員会でございますけれども、その中でもちょっとご指摘を申し上げたわけですが、たくさん公営住宅が余っているという、恒常的に女満別周辺には余っているという話は聞いています。それで、さらにその中でも建てるのは非常に、1戸建てるのに500万円とか300万円ではなく、1,000万円、2,000万円金がかかります。それを5戸だ10戸だと余していくことが、それはやっぱり空気だけ入れているだけで、それだけの財産に空気だけ入れているようなものであって非常に危惧するわけなのです。何でそんな考え方をされていくのか、いま一度伺いたいと思います。

◇委員長 建設課長。

◇建設課長 公営住宅の関係の質問でございますけれども、現在公営住宅の、15日、おしらせ号で出すのでありますけれども、現在余っているのが一般町営住宅で7戸余っております。特定公共賃貸住宅、特公賃と呼ばれるものですが、これについても女満別、東藻琴ということで6戸、それプラス特賃貸ということの単身住宅です。女満別地区で太陽台団地が3戸余っておりまして、現在16戸募集しているところでございます。

それで、余っている状態で建てるのかということでございますけれども、長期的には人口であるとか世帯数の減少は明らかであるというふうに思いますけれども、高齢者世帯が増加すること、またバリアフリー化の対応がおくれている住宅もございまして、それに加え耐用年数等が過ぎて老朽化が著しく進んでいる団地などもございます。また、立地条件の評価では、病院等から離れているといった利便性の低い団地もあることなどから、一定の性能を確保した町営住宅の需要は高まるものと判断して住宅建設に踏み切ったというこ

とでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

◇委員長 14番、田中委員。

◇田中委員 ご理解していただきたいということなのですが、毎年ずっとこの女満別地区は公営住宅余っている状態が続くという話を住民から聞くのです。なぜなのかなと。見直しをしなければならないときに、財政大変だといいいながら、住宅だから、公営住宅というのはそんな簡単な安いものではないというものを10戸、20戸も余しているということは大変なことでしょう、財政負担というのは、正直申し上げて。見直しがなぜできないのかと。補助事業でやっているから、それはできないということだったら、それだったらやっぱり去年の町長の執行方針の中にも移住団地のこと、定住、移住のことも進めています。ことしもそのことについて89万円ぐらい予算とっています。それだったら、その移住を、あいている住宅を積極的に移住促進して埋めていくとか、やっぱり目標を立てて埋めていく努力をしなかったら、町民には金ないから我慢しなさいという話をしていて、公営住宅だけ10戸も20戸も余しておくなんていうことは基本的に理解できないです、私。ちょっと理事者に聞きたいのです。どうしてそういうこと起きているのかということ。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 ご質問の内容につきましては、まさに身の詰まるご質問かと思えます。ただ、行政としましてはやはり長期展望に立つというのがまず第一義的にございまして、その中では現在の公営住宅のあきがあるのも事実でございます。ただ、その公営住宅をそういう希望すると、要するに住宅に困窮をしている人がいるということの前提のもとに建てているわけでございますけれども、町の総合計画等によりまして今後のまちづくりの中に住居の確保というのがやはり大前提になってまいります。その中において今後まちづくりを進めていく中におきまして、やはり住宅の確保というのが非常に大事なことになってきておりまして、現在の空き室だけで判断できるものではないという考え方を私ども持っているところでございます。その中にありまして今の計画が変えれないのかというご質問もあろうかと思えますけれども、現在の公営住宅建設計画におきましては当初やはり先を見込んだ戸数の必要性から住宅団地の決定、それから戸数の決定をしてきたわけでございます。そういう中であって今後の今ご質問ございました定住促進等もございますが、やはりそれらも視野に入れた中で住宅の確保をしていかなければならぬというのが1点ございます。もう一点は、先ほど建設課長も答弁いたしました、やはり老朽化している公営住宅というのも現在ございます。その中であってその公営住宅の老朽化しているところにつきましては、やはり1戸が老朽化してもその全体を壊したり建てかえするというようなわけにもございませんで、その中に活用しながら、そのあきもございまして、それからの転用と、転用というか、転入者、それらも確保しなければならないという要素もございまして、新しい公営住宅の確保というのも必然的にそれが必要になってくるということもございます。

いずれにいたしましても、今後の住宅供給の長期展望に立って建設していかなければならない時期にあるということだけはご理解いただきたいと思います。

◇委員長 14番、田中委員。

◇田中委員 大変しつこくて申しわけございません。執行方針の中にもある移住対策のことについて、今課長がおっしゃっただけのあいている住宅というのは、町民に入っていただくことというのは非常に難しいのではないかと。みんな持ち家持ったり、いろんなことで持つておられるから、ここにいる町民にそれを埋めてもらう、全部埋めるなんていうことは不可能に近いのではないかと思います。今助役からも申されたように、古い住宅はやっぱり壊さなければならない。住宅あっても、一回入ったらなかなか出てくれないから、思うに壊せないというのは、直していけないということもわかるのです。うちの東藻琴でもそういう事例が結構ありまして、それだったらやっぱり定住、移住促進を89万円の予算を手いっぱい使うよりも、それ以上かかってもやっぱりそのことを、団塊の世代が退職して都会に余ってくるというような話まで聞こえてくるのです。そのことについても、積極的に進めていくということが非常に大事でないかと思います。何としても平成20年なり21年には満度に埋めれるぐらい努力をできるのかどうかというのは、約束をしというのは難しいとして、そういう思いが町長にあるかどうかお伺いします。

◇委員長 町長。

◇町長 まさしく田中委員のおっしゃるとおりだというふうに私も思っております。今回公営住宅の建設に当たりましては、私も担当者に昨年の春からずっと申し伝えておりましたけれども、その入居の計画、見通しが立たなければ実施設計をやっても建設費の予算は提案しないというようなことで話をしておりました。そういった中で、先ほど言いました一部老朽化してきているところからの住みかえと、さらには一昨年も札幌からお申し込みがあったというようなことで、そういう広い意味での移住というようなことでも確保できるというまいしょうか、対応ができるのではないかと。もう一つは、私が旧女満別町の町長に就任したときにも建ち上がったばかりの特別公共賃貸住宅というのがあいていた時期がございました。そういった折には近隣の他の市町村にもPRをさせていただいて、そして埋めてきたというようなこともあります。一つ一つ今項目を挙げましたけれども、そういった意味も含めて財産を持ちながら、それを十分活用させていただいていないと、あきがあるということはそういうことだろうと思いますので、それをしっかりと埋める努力をするということが前提で今回の予算を計上させていただいたところであります。これについては、担当の建設課だけではなくて全庁挙げてこの取り組みに努力をしてまいりたいと、そんなふうに考えての提案でございますので、一生懸命頑張ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

◇委員長 14番、田中委員。

◇田中委員 もう一度、済みません。この19年度の事業でしらかば第2団地の1棟8戸とあさひ団地の1棟4戸を解体し、1棟3戸にするのだということで、19年度はやむを得ぬとしても、20年度からこの継続事業みたいなことでさらにされていくのか、何年か見直しをするという考え方があるかだけ伺います。

◇委員長 建設水道課長。

◇建設水道課長 今の質問にお答えします。

南区あさひ団地におきましても平成21年度まで計画をしておりますが、人口増大等、入居者が少なくなれば、それについても見直しをしていかなければならないのではないかと
いうふうに考えてございますので、必ず21年度までに事業をやらなければならないという
考え方は持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

◇田中委員 終わります。

◇委員長 2番、松田委員。

◇松田委員 それでは、2点ほど聞かせていただきたいと思います。

まず、1点は、97ページ、13節、ここでは人間ドック委託料、それから基本健診委託料と計上されているわけですが、私はこの二つの取り組みについて考え方を聞きたいのですが、私はこの健康増進ということを考えればここは大切な分野だと思っています。ここをしっかりとやらないと国民保険料にしても介護保険にしても影響は多いと認識しています。そこで、ただこの予算だけを見ると、前年度から比べると横ばい状態、部門によってはちょっと減っている部分あります。いろいろな要件はあるのでしょうか、実際にこの受診率というのは上がっているのでしょうか。どういう傾向をたどっているかお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう一つ、133ページ、除雪対策ですが、本年度から民間委託ということで説明がありましたけれども、過渡期としては各市町村見れば除雪民間委託はもうかなり進んでいる部分ですが、本町においても55%民間委託ということで説明を受けて、間違いなければそう認識しているのですが、ただ実際予算を見ると、委託することによって多大な経費節減というのは、私はこの除雪部分についてはそれほどの効果を望むのは厳しいかなと考えています。そこで、将来、今民間委託55%、何年後かにはどこまでを委託していく考えなのか。それと、当然多少なりとも経費節減という考え方は頭にとめなければいけないですが、将来に向けてそこら辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◇委員 長 福祉課長。

◇福祉課長 松田委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

人間ドック等健診の大切さといいますか、それは私ども担当課としまして健康推進を図ることによって医療費、国保の医療費等を含めて節減できるというふうに認識しております。人間ドックの17年の対比でお答えさせていただきますけれども、17年度が256名の方が人間ドック受けられておりまして、18年度はまだもう少し期間残っておりますけれども、約300名というふうに今のところ推計してございます。確かにご指摘のとおり、極端にふえて受診をしていただいているという状況にございませんので、私どもの方としましてはさらにこの人間ドックほかの健診も含めて一人でも多くの方に受診していただくようにPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

◇委員 長 建設課長。

◇建設課長 除雪の委託の関係でございますけれども、松田委員さんおっしゃられましたように、今年度除雪については女満別地区において低台地区を中心とした121キロについて、これについては町の除雪路線の55%ということでございます。計上している金額、予算につきましては843万2,000円ということでございまして、他の町村についてもその内容について聞いてきたわけでございますけれども、小清水町においても部分委託をしていると。清里につきましては、夏、冬関係なく道路、河川、橋梁についてすべてを指定管理者にしているといったところもございました。そういったところも見てまいりました。津別町においても町内市街地区で一部除雪を委託しているといったところもございまして、そういったものを勘案して今回の予算計上したわけでございますけれども、基本的には本年度は臨時運転技術員の方3名と補助員3名、6名の方を雇用してやっている状況でございます。除雪トラック3台分について、それらの賃金と燃料費、消耗品等の予算計上部分を今回この委託費に振りかえたということでございます。今後どのような委託形態になるかということでございますけれども、これにつきましては現在のおおのの事業所、除雪センターの年齢配置等を見ますと四、五年のうちにはほとんどの方が退職されるという実態もありますので、将来的には道路、橋梁、そういった部分が委託にならざるを得ない時期も来るのかなということで考えております。経費については、最少の費用で最大の効果を上げるよう技術的に、そういった管理される方が当然いるわけでございまして、そういった方の指導にも当たっていきたいというふうに考えております。

◇委員 長 2番、松田委員。

◇松田委員 人間ドック、基本健診の部分については今説明受けたのですけれども、やはりこういう部分はやったではなくて、こういう基本健診、人間ドック、ただやったではなくて、取り組みとして、やはりやることによってどういう成果がどこにあらわれるのかというこ

とを念頭に置いて進めていただきたい。多少なりとも上がっていますがけれども、やっぱりもう少し受診率を上げるためには何が必要なのか、啓蒙活動が必要なのか、そこら辺を一度精査して取り組んでいただきたいと思います。

また、除雪の部分については、前段私一番ここが心配するところなのですが、私は民間委託、これは可として考えています、個人的には。ただ、一番心配するところは、大空町においては道路の形態が道道と幹線交わりがある、それから冬期においては特に広域的で、それだけにやっぱりライフライン確保というのが優先されると思います。その中でやっぱりタイムリーに町民に負担が、迷惑というか、町民のニーズにこたえられるような、そういう体制、そこら辺を念頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 各健診における検証については、人間ドックを受けた方、がん検診も含めてなのですが、追跡の指導をさせていただいておりますし、今年度から取り組みをさせていただきますヘルスアップ事業においてもそういった単なる健診を終えてそのまま放置するのではなくて、やはりその後の追跡指導を行っていくことによって健康の維持と医療費の削減につながっていくというふうに私ども考えておまして、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 後段の除雪の関係につきまして私の方からお答えを申し上げたいと思います。

将来民間委託、全面民間委託ということにつきましては、将来の大空町そのものの職員適正化計画にのっとって考えますときには、やはり現業部門についても考えなければならぬというのが前提でございます。その中において職員の数等が減少いたしますと、それらについてはやはり民間委託に移行した方が財政面的にも有効に働くというのが私どもの考えで、まず経費的な面が一義的でございます。それから、2番目には、住民サービスがそこで滞ってしまうということになると、やはり大きな問題が生じてまいりますので、今委員がおっしゃるように、ライフラインの確保というのは大前提になりましょうし、住民のニーズにこたえるということも大きな要因となってございますので、民間委託するに当たってはやはりそれらの大きな問題を解決した上で、どういう方法が一番大空町として民間委託の除雪関係になじむのかというようなことも事前に検討した上で実行に取りかからなければならぬと考えておりますので、その時点になりましたら、やはり議員の皆様方にご相談を申し上げ、協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇委員長 1番、近藤委員。

◇近藤委員 47ページです。2款1項6目15節の工事請負費の部分で1点お聞きをしたいと思います。

職員住宅が解体をされるということでありますけれども、公園地域にあります十数戸の住宅を解体するとのことでした。古いものでありまして、入居者が少ないなという状況も見ておりましたので、理解をするところでありますけれども、その跡についてまとまった面積ということでもありますし、宅地化として進めていくのか、あるいはうたわれているところの移住促進対策に向けてとその関連の中でその跡地利用について考えていくのか、現段階においてということになりましようけれども、今後の方向性についてお聞きをしたいと思います。

◇委員長 財政課長。

◇財政課長 ただいま質問のございました職員住宅の解体工事に関しますご質問でございますが、女満別中学校の前にございます教員、職員住宅につきましては昭和47年から49年にかけて建設された住宅でございます。教員住宅につきましては9戸、職員住宅につきましては4戸の計13戸当該地にはございますが、そのうち現在教員2名と職員が1名入居しているというような状況の中で10戸があいているというような状況になっております。当該住宅につきましては、入居者がいなかったということもございまして、非常に傷みが激しいということもございまして、このたび13戸すべてを取り壊しをしたいということで予算を計上したところでございます。質問のありました跡地の利用についてでございますが、今のところ特に何にするということの決定はしておりません。本年取り壊しとあわせて……検討していきたいということで、あと町長の方に引き継ぎたいと思いますので、お願いいたします。

◇委員長 町長。

◇町 長 後を託されましたので。

19年度そのこと、跡地利用について十分検討していきたいというふうに考えてございますけれども、あそこの立地条件といいましょうか、場所の要件等を考えていきますと、住居用の土地として提供していくことがいいのではないかというふうに考えております。ただ、先ほどの前段のご質問でもありましたように、町として公営住宅を建てるとか、そのような計画には私はなっていないというふうに考えてございます。当然広い意味で移住の方々を例えば受け入れるためのそのような居住空間というようなことも考えられるでしょうし、さらには地域の住宅供給をされているそういう業者の方々、また町との関係の中で将来に向かっていい案があれば採用していきたいと。今その程度のことでありますけれども、何か大きな工場用地を誘致するとか、そういうようなことではなくて居住用としながらほかからの流入といいましょうか、そういうものが考えられるような、そう

いう施策に持っていったらどうかと。これは、まだ私の考えの段階でありますけれども、そういうことを19年度壊す、解体をしながら皆さんとご論議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◇近藤委員 終わります。

◇委員長 ほかに。
5番、森田委員。

◇森田委員 2点ほどお聞きしたいと思いますけれども、まず47ページの15節工事請負費であります、その中の寄宿舍解体工事のことについてご質問させていただきたいと思います。

まず、この寄宿舍というのはいわゆる中央病院に貸し付けをしていた施設でありまして、それについては契約条項の中からはついでに削除をしたというようなことでありました。この解体をしなければならなくなった事由というのが昨年の暮れに火災があったというようなことで、病院側としてもこの後その寄宿舍を寄宿舍として使用する考え方がないというようなことの協議の中で、大空町としてはその施設を解体しようというこの予算づけと理解しております。この火災があった施設でありますけれども、当時協議会でこのような話が報告された折、当然この施設については町の持ち物でありますので、火災保険を掛けていたというようなことで火災保険が町に収入として入ってくるというようなことがお話をされていたわけですが、解体工事に伴っていわゆる財源の確保というか、財源の一部を火災保険で補償される部分を活用するというような考え方にも聞き取れたわけですが、その後火災保険のいわゆる評価というか、評価が下されて収入として町にあったのかどうか、そのことをちょっとお聞きしたい。

それと、もちろん火災が発生した事由というのが、これは施設の老朽化に伴って火災が発生したということではなくて、そこに住まわれている方の不注意ではなかったのかなというふうに私は思っているわけですが、そこで中央病院のいわゆる職員であったわけですから、病院側として町に多大なある種損害を与えたという感覚がもちろんあるかと思えます。ですから、この解体に当たっては病院側としてどのような誠意を大空町に対してお持ちになられているのか、その辺の協議がされているのであれば、お聞きしたいというふうに思います。

それから、もう一点、57ページの上段であります、花いっぱい運動推進事業ということで花壇、ガーデニングコンテストの報償費ということで、あと花壇の管理報償費というようなことで、それほど大きな額ではありませんが、私もこのガーデニングに関しては毎年のように質問もさせていただいて、非常にもっともっと大空町が花で埋め尽くされるような、そういうような町並みになっていけばなというふうに思っている一人ですが、昨年この花壇の植栽が、特に空港線ではありますが、余り旺盛に咲かなかったというようなことで非常に私としても残念なことだったなと。また、担当課としても何と

か改善をしようと努力をされたことも承知をしているところでもあります。これらは、もちろん生き物でありますので、それらの環境を十分に整えてやるのが花の勢いをまた増していくのではないかと、またそこを見る者たちも十分に満足することにつながるのではないかと、というふうに思いますが、昨年の状況が、その原因というか、それらがはっきりとわかったのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなど。やはりそういった事柄が何か、どこがふぐあいだった、どこをもう少し改善すればよかったというような事柄が最前提にないと、また同じ繰り返しになりかねないことも時にはあり得るかなということを感じますので、昨年の状況についてどういう分析をされているのか。そしてまた、ことしもう既に育苗、種おろしはもう始まっているのでないかなというふうに思いますけれども、それらが昨年のことも踏まえて考え方というか、そういったものをまた検討しながら今向かっているのかどうか、その辺の心づもりというか考え方をちょっとお聞かせしていただきたいなど。

◇委員長 福祉課長。

寄宿舍の解体工事につきましては、本来歳入も同時にということなのですが、寄宿舍の焼け跡が目立つということもありまして、工事費のみ先行して計上させていただいたわけでございます。つい最近なのですが、保険額の方が確定してまいりまして、590万3,500円ということで確定した数字をいただいておりますので、解体が630万円見込んでおりまして、あとその差の部分について、先ほどお話いただきました病院の方の責任の賠償の部分でどうしていくかということは、後日またご相談させていただきたいというふうに思っております。現状では630万円の解体費に対しまして約600万円ですから、30万円程度の差がありますけれども、賠償の部分とはまた別なことになりますので、後日、病院の方は町の指示に従うということになっておりますので、そのときに改めてまたご相談させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

◇住民課長 花いっぱい運動推進の関係でただいま森田委員から昨年の花壇用花の状況でございすけれども、昨年は実は植えつけの時期が若干早い状況がございまして、それとあとハウス内での管理の関係、特に太陽の光光線というのですか、そういうものをきちっと満遍なく当たるような管理ができない状況がありまして、育苗の段階からちょっと生育がうまくいかなかった状況がございまして、大変空港線並びに会館用の花としては満足いただける花が提供できなかったわけがございすけれども、実は昨年花の時期が終わりまして、19年度用の花壇の土づくりを手がけまして、19年度に対応したいということで肥料の関係、それかられきの関係等、花壇用の土づくりを行いまして19年度対応させていただきたいということで考えてございす。本年度については、もう3月の上旬からサルビア等の育苗を始めておりまして、マリーゴールドについてはこれから育苗をやる予定でございすけれども、昨年のうちに土づくりを行ったことに伴いまして、19年度についてはメルヘン公園の作業員の方、それから就労センターの方等をお願いいたしまして育苗づくりを考えてございす。それで、20年度以降の関係につきましては、昨年も職員それぞれ出役というのが多くて経費的にもかかった状況がございましたので、先ほど委員が言われましたとおり、花苗を生産している業者が北見なり斜里方面にもおりますので、来年以降につきましてはその苗を購入して対応していきたいということで考えてございすので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇委員長 5番、森田委員。

◇森田委員 寄宿舍の解体につきましては、これから病院側と協議をさせてもらふということでありすので、もちろんこれはなるべくしてなつた事件ではございせんから、もちろんこれ病院に管理というか、という部分では病院側の責任ももちろん大きくあるのかなというふうに思ひます。ですから、そこは病院側も非常に強く受けとめていらつしやるというふうに今の課長の答弁でも推察をしたわけでありすますが、今後もちろん町の施設等を活用していただいているわけでもありすので、それらについてもなお一層の病院側に対しても十分に配慮をしながら使用していただけるようにお伝へ願ひたいものだというふうにも思ひます。

それから、花いっぱい運動の推進でありすますが、合併をして大空町となつて、業者ではありませんけれども、東藻琴高校は日本一の花の栽培できる高校でないかなと私は思ひているわけでありすけれども、そこにはノウハウはいっぱいあるのではないかと。やっぱりそういうものを十分に活用しながら、今町が花の育苗を、またその植栽をしていることを十分に学べる場所がすぐそばにあるわけでありす。そういうものをやっぱり大事にしていつてもらひたいと思ひますし、また十分な活用もさせていただく必要がもちろんあるのではないかなというふうにも思ひます。これは、もちろん営業としてそういう花の苗を供給していただける業者さんというのはいっぱいあるわけでありす。これ一番、ちょっと私別に誘導したわけではありませんけれども、町民が花の苗をつくる、そして花を植える、そこを目指さなけ

ればならないことではないかなと。何もお客さんが、空港から渡ってくる通りすがりの人たちが目の保養というか、町を通過するときに何か花を見て優しい気持ちになれる、それも大事です。大空町の町の雰囲気を楽しむ、優しさのある雰囲気を味わっていただけると。大事なことだと思いますが、大空町民が花を植えたり、花を見て気持ちが安らぐというような、そういう町民の意識をやっぱりつくっていかねばならないのが今まさに住民生活課の、住民課の役割ではないかなと、この花いっぱい運動の推進を通して、と私は思うわけではありますが、担当課長さんとしてはいかがでしょうか、お聞きします。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 病院につきましては、引き続き施設の有効利用と火事等を起こさないように十分注意をしていただくような喚起をしてまいりたいと思います。賠償金等につきましては、改めてまた協議をさせていただく場を設けたいと思いますので、お願いいたします。

◇委員長 住民課長。

◇住民課長 先ほどの高校の活用ということでございますけれども、実は去年の土づくりの段階から高校の向こうの担当の方にもいろいろお話をいただきまして、肥料の配合ですとか、れきの関係をどのぐらい入れたらいいとか、その辺も全部指導を受けたり、実際にでき上がった土を向こうの方に、高校の方に持って行っていただいて試験的にマリーゴールド、それからサルビアの栽培も手がけていただいて、土については問題がないということで指導も受けてございますし、今後マリーゴールドの植えつけの段階でも向こうの職員に来ていただいてある程度の指導を受けながら取り進めたいということで考えてございますので、ご了承願いたいと思います。

それと、あと町民が自分たちでみずから花苗をつくって花を植え、それを観賞するというのは大変理想的だとは思いますが。実際には、こちらの女満別町の前の時代もある組織がそういう形で花苗をつくっていただいて供給していただいた時期もありましたけれども、高齢等によりましてなかなかできないという状況の中で、現在昨年から職員なりメルヘン公園の方の方によって花苗の育苗をやっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇委員長 5番、森田委員。

◇森田委員 非常に花いっぱい運動のことにしましては、関心のない方は単純にしか物事を考えられないのかもしれませんが……いやいや、課長が関心ないと言っているわけじゃなくて、課長は担当課長として非常に頭悩ませながらやってこられたものだと思っております。花いっぱい運動というのは、ある場所に花がいっぱい咲いていればいいと、そういうことではないはずで。やはり大空町全域に、どこを見ても、何の花というわけではないですけ

れども、いっぱいあらゆるところに花が咲き乱れているような、そういうのを私は想像しているわけです。そういう住民は多いと思います、この花いっぱい運動というのは。ですから、これはやはり住民の方々がみずから花がもたらす、自分たちに与えていただける影響というか、そういう感覚を求めたいという気持ちをそれこそ住民課として住民にPRやアピールをしていかなければならない、そういう立場ではないかなと。これは、正直言ってガーデニングコンテストをやっても、コンテストに応募しなかった人たちが自分たちもコンテストに応募したいという気持ちになるのは、なぜそういうふうになるのかということももっと根底からやっぱり考えてもらわないと、ただ呼びかけただけでは、もちろんコンテストというのは本当に余り、長年旧女満別町時代からやってきていることなのだけでも、余りそのことによって花いっぱい運動に結びついているのかどうかということが非常に疑問に感じる部分もありますので、住民課としてはもっともっと住民に花の人に与える影響だとか、またあらゆるところに花を植えていただけるような、そういう呼びかけをもっともっとすべきではないかなと、そんなふうに思います。

◇委員長 ここで昼食のため休憩いたします。

(何事か言う声あり)

◇委員長 それでは、答弁続けます。

住民課長。

◇住民課長 ただいまのご意見でございますけれども、東藻琴地域では花壇コンクールというのを何年前までやっておりました。それから、女満別地区についてはガーデニングコンテストということでやってございますけれども、確かにコンテストに参加する方、団体は年々減少傾向にございますけれども、確実に各家庭の花壇等の花が植えられている、その状況はふえてきているということで考えてございます。確かに自治会連合会も含めましてコンテストの応募、声かけも行っているわけでございますけれども、1度賞に入るとその次はもうコンテストに応募しないと。ただ、家庭では花壇の整備はしますよという、そういう方がふえていますので、この事業をやったことによって花いっぱいの推進にはつながっているということで考えてございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 私の方からの一言ですけれども、補足させていただきたいと思います。

確かに花の持つ人に対するいやしだとか優しさだとか、それについてはやはり今委員さんが質問の中でおっしゃったことに尽きるわけでございますけれども、私どもとしましてはガーデニングを大々的に各戸にやっていただくのが理想かもしれませんが、それも一つありますが、そのほかにもたとえ一鉢でも一升でもいいから各家庭に花を置いていただきたいと、それがひいては大空町全体の花いっぱい運動に結びついていくものだと、決してコンテストをやるばかりが町の中に花いっぱいになるという考え方は持ってござい

ません。一つの手法としてガーデニングコンテストもあるのだということのとらえ方にしているわけでして、先ほど言いました家庭、一個人に花一鉢あれば、それらでもってだんだん広がりを持っていくのが一つの要素になるのかと思います。また、道路、それから空き地における花壇づくり、それも一つの方法でございますが、それらにつきましては行政としてどうそれらの花づくりに入っていけるのか、またつくっていけるのかというような課題はございますが、その課題についてはやはり地道に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

◇委員長 5番、森田委員。

◇森田委員 申しわけないです。ちょっとお昼過ぎてあれなのですけれども、課長さん、これ呼びかけると一言言ってくればいい話で、今までこうやってやってきたのだということを知っているのではなくて、これから町民にもっともっと呼びかけて、今助役が言われましたように、各家庭に一鉢でもいいと、そういうことを呼びかけますと、そういうふうに言っていただければよろしいのです。そういう意識がないのだったら、ちょっとどうしたものかなと思ひますけれども。

◇委員長 町長。

◇町長 あっちいったりこっちいったり申しわけありません。私も旧女満別町のころの職員として花いっぱい運動を担当していたときがありました。確かに一つのところに花をたくさん植えるというのは見ばえもしてインパクトのあることではありますけれども、その当時から言われておりましたのは至るところ、町、どこへ行ってもいろんなところに花があるねというような、そういうまちづくりを目指していくべきではないかと。また、委員がおっしゃいましたように、単に花で飾る表面的なことだけではなくて、そこに至るまでのプロセスというものが住民活動の一環となってまちづくりにつながっていくことではないかということが非常に大切なことだと思います。ただ、長年続けてきていたその反省の中には、苗を供給したり、植えていって管理をしたりという中で義務化したり、その責任の重さが非常にプレッシャーとなったということで、改めて今まで行ってきた活動を見直して、さらに広がりを持てるような仕組みはどうかということで考えていかなければならないと、そんなふうに思っております。そういった意味でここに計上してあります予算につきましては、19年度の花苗を管理する予算というようなことで計上してございます。20年度の花苗を供給する、育てる、20年度の予算というのは実際にはこの中にはまだ十分検討してございません。そういう中では、花苗の供給の仕方、今委員が言われましたようなことを踏まえて多様な取り扱いの中でといたしましょうか、多様な取り組みの中でいかに広がり町内に持てるかということに意を配しながら対応してまいりたいと。多くの皆さんに花を愛する心というのを持っていただくことを普及していくのも町の役割の一つだというような使命を持って取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくご理解を賜

りたいと思います。

◇森田委員 終わります。

◇委員長 それでは、ここで、1時再開。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

◇委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算歳出についての質疑を続けます。質疑のある方。

7番、坂本委員。

◇坂本委員 まず、69ページの遺族援護及び殉公者慰霊祭事業という部分がございます。これについて恐らく女満別地域、東藻琴地域両方でやっている事業予定についての予算計上だと思うのですが、これについてちょっと具体的な説明をまずお願いしたいと思います。

それから、107ページの一番下の方になりますが、水田農業構造改革推進事業のこの内容と臨時職員の賃金というのが計上されているのですが、この内容についての具体的な説明をお願いしたいと思います。

それと、もう一点、中体連の遠征費の部分で300万円計上されているのですが、昨年より若干減らしているということの説明があったように記憶しております。もし不足するようになれば、対応する予定があるということなのですが、時期的なものもありますし、改めて補正を組むようなことで対応できるのかどうか、その辺もあわせてご説明お願いしたいと思います。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 坂本委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

遺族援護、それから殉公者慰霊祭事業費の経費につきましては、遺族会に対しての活動費の援助と殉公者慰霊祭に伴います必要経費として計上させていただいております。

◇委員長 農政課長。

◇農政課長 ただいま水田農業構造改革推進事業の関係でございますけれども、内容につきましてはことしから3年間新しく水田改革の関係が変わります。そういう部分では水田ビジョンの作成の関係ですとか、あるいは水田の転作の現地確認の関係、これらの事務を計上してございます。

それから、臨時職員の関係につきましては、現地確認をした後の図面にどのような

転作状況になっているかということを図面等の作成をしなければならない業務量がござい
ますので、これらに係る賃金を予算として計上しているところでございます。

◇委員 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 中体連等の全道大会等の参加の関係でございしますが、平成18年度の実績等
を勘案いたしまして今年度予算を計上しているところでございます。昨年度は、全国大会
等に参加したとかいう状況もございしますが、その中でも予算はその範囲内でおさまってご
ざいますので、今年度もこの実績でおさまるのではないかという予想でございします。ただ、
例えば全国大会とか国際大会等に参加するような、そういうビッグ選手が出るようなこと
になりましたら、また議会の皆さんにご協議をさせていただくことになるかと思ひますが、
現状のところでは今年度の予算の範囲内で対応可能というふうに判断しているところ
でございします。

◇委員 長 7番、坂本委員。

◇坂本委員 まず、社会福祉協議会に補助、助成をするというような説明をいただいた遺族慰
霊祭の関係なのですが、これ英霊墓地で例年行われる、女満別地区は英霊墓地で行われて
いるのですが、遺族会の方々に周辺の清掃を毎年やっているのですけれども、そのとき昨
年はたまたま道路側の花壇がわりに使っているといいましようか、ブロックを積んだとこ
ろの花を植栽していた経過があるのですが、たまたま中央の自治会の老人クラブの人が率
先してやっていただいていたのですけれども、やっぱり高齢化に伴いましてそれが作業的
にかなわなくなったということで昨年やらなかったのです。中央でやらなかったものです
から、英霊墓地の清掃のときに今まであったものがないということで急遽苗を用意したり、
植栽をしたという経過があるのですけれども、英霊墓地、特殊なものではあるのですけれ
ども、あの辺の周辺整備についてはことはどのような考え方をされているのか、こうい
った事業予算の中に社会福祉協議会の方に委託しているのかしていないのか、その辺の部
分についてどういうふうになっているか、まずお伺いしたいと思います。

それから、次の水田の関係ですけれども、今回の農業政策の改正で産地づくり対策です
か、その辺の関係も含まれるのかどうか、中身については詳しくはわからないのですが、
昔から見ると水田そのものがかなり減少しているというのも事実ですし、転作を迫られて
いるという話もよく聞くところでもあります。それで、これからの水田の部分でのいろい
ろ対策についてということなのでしょうけれども、これはちょっと範囲が広がりますけれ
ども、女満別地区の水田を含めた大空町の農業政策という部分になるかと思うのです
けれども、この辺水田の位置づけ、将来的に検討されることも含めてなのでも、
どのようにお考えになっているのか、ただ制度に基づいた事業だけで済ませるのかどうか、
その辺お伺いしたいと思います。

◇委員 長 福祉課長。

◇福祉課長 坂本委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

英霊墓地の環境整備につきましては、園内につきましては委託料を予算計上させていただいておりまして、就労センター等においてお願いをしながら清掃整備に努めてまいりたいと思います。

道道小清水線ののり面についています花壇の環境整備につきましては、建設課の方からお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◇委員 長 建設課長。

◇建設課長 英霊墓地の道道側、道道福住女満別線側ですか、あそこののり面につきまして昨年ちょっと遺族会の方からお願いがありまして、花を植えたのは遺族会かと思うのですが、引き抜きについては公園の延長ということでうちの方でやらせていただきました。19年度におきましても遺族会の方から要請がありまして、公園の一環というか、そういった形で環境整備という格好で建設課の方で花の苗を植えたり、除草についてもやってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

◇委員 長 助役。

◇濱名助役 建設課長の今の答弁の中で一部、道道小清水女満別線の道路ののり面の保護という形で、その植栽を建設課の方でやるということで確認しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(何事か言う声あり)

◇濱名助役 福住女満別線、申しわけございません。

◇委員 長 農政課長。

◇農政課長 ただいまございました水田の関係でございます。委員の方からもお話がございましたように、水田の関係については作況指数が網走管内ことし105というような状況でございまして、相当転作の面積が来ているような状況にございます。18年、水田でいきますと263ヘクタール作付をしてございます。今回配分が来ているのが最終的に今58ヘクタールということで、水稻面積としては205ヘクタールというような相当厳しい状況に今なっている状況です。それで、今のところ水田協議会の中で協議をさせていただいているところでは、今回の対応については一応地域の方に落として、どうにか加工米で今回対応するような状況になってございます。それから、産地づくり交付金の関係については、毎年約4億8,000万円程度転作奨励金ということで入ってきてございます。これにつきましては、19年から3年間については今のところ制度的に存在をするという

状況になってございますけれども、今後4年後についてはこの制度が存続するかどうかについては今ははっきりされていないというような状況もございます。そういう中で将来的に水田の関係がどうなるかというような状況でございますけれども、今いろいろと美女地区の関係等もございますし、あるいは本郷地区の土地基盤の関係等もございますので、どうか水田にかわる転作というような方向に町としても導いていきたいというふうに考えてございます。しかしながら、本郷地区の網走湖の付近においてはどうしても大雨のときに冠水をするというような状況もございますので、一定程度の部分については一応水田というものは守っていかなければならないのだろうというふうに考えているところでございます。

◇委員長 7番、坂本委員。

◇坂本委員 ちょっと確認しておきたいのですが、道道福住線の関係の整備として今後ともやっつけられるということで理解していいのでしょうか。19年度だけなのでしょう。これは、建設課の予算でやるのか、道の方の管理の委託ということでやられるのか、その辺ちょっと伺いして、終わりたいと思います。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 道道福住女満別線ののり面ののりどめ工という、あそこの位置づけになってございます。のりどめ工の中に植栽をできる多目的なのりどめとなつてございますので、それについては本来であれば道道の管轄でございますので、道の管理区域かと思いますが、そのブロック自体が環境のための植栽、植樹としての位置づけを当時建設したときに町がお願いしたというような経過もございますので、それらについては建設サイドの、公園も含めますが、それらの中の需用費の中で苗を手当てをしたいと考えてございます。したがって、今年度限りではなくて継続してやっていきたいと考えてございます。

◇坂本委員 終わります。

◇委員長 ほかに。

11番、勝田委員。

◇勝田委員 99ページに生ごみ処理機の購入補助金ということで計上されておりますけれども、これは旧女満別町時代に政策としてやっていたのですが、東藻琴もやっていたかどうか分かりませんが、今まで大分町民の方に購入の補助をして処理機が行き渡っているのではないかと思います。どのぐらいの利用状況にあるのかということが知りたいのですが、まずそれが一つ。

それから、需用費の中で燃料費というのが各項目に出てきているのですが、この燃料の

量というのはどのぐらい使われているものなのか、1年の間にということが知りたいと思いますので、お願いします。

◇委員長 住民生活課長。

◇住民生活課長 生ごみ処理機の関係ですが、実績につきましては資料を持参しておりませんので、細かい数字はちょっと把握しておりませんが、女満別地区におきましてはコンポストを1,500件余り、それから電気式については60件余りを補助していたと思っております。東藻琴地区につきましても電気式とコンポストを平成15年から補助してございまして、実際コンポストについては30件余り、電気式については二、三件という程度でございまして。平成18年度の実績につきましても電気式が2件、コンポスト式が5件の実績となっております。

それから、燃料費につきましては、焼却施設の部分に係ります燃料費につきましては一月に約1万2,000リッター、年間で14万4,000リッターを消費してございます。

以上でございます。

◇委員長 11番、勝田委員。

◇勝田委員 生ごみ処理機、どのぐらい利用されているかということが数字として上がっていないようですけれども、結構使われていないということをよく聞くのです。事業所にも入っているところもありましょうけれども、例えばJAのエーコープ、あそこも入れたのだが、使われなくて、においがどうのこうのという住民からの苦情があったりだとか、そういうことで堆肥場に持って行ってあるところで堆肥とまぜて処理しているというようなことがあったりして、どのような状況か、政策を打ってもその後どのように使われてどれだけ効果が上がっているかということを検証しないことには、次々こういうふうにして予算を組んでいっているのですけれども、果たしてそれが利用されていないのであれば別な方法があるのでないかと、生ごみの処理の方法です。そういうことも考えてやっていかなければならないのではないのかなというふうに思います。そして、コンポストで処理されない分については、町が回収はしているのですが、これを東藻琴地区の焼却施設に持って行って恐らく灯油をかけて無理やり燃やしているという説明は以前聞いたことがあるのですが、一般廃棄物の焼却場の燃料代を見ますと、1,000万円もかかっていると、恐らくこれは油と生ごみをまぜて無理やり燃やしているのではないかなということではないのかなというふうに思うのですけれども。ですから、やっぱりこれが効果を上げていなければ生ごみの処理の方法を変えた方がいいのではないかと、僕はそういうふうに思っております。

それから、需用費の中の燃料です。これは、廃棄物処分場のことでなくて全部の、町がどのぐらい燃料の量を使っているのかということが私の一般質問の中からもあるのですが、こんなような時代ですから、じゃんじゃん使えばいいというものではなくて、やっぱり目標を立てて、前年度どうだったか、今年度はこうしようというものがないと、ただ努力目

標だけ立てても、先ほどいろんな委員からも言われていましたように、やっぱりここまでこういうふうにするのだという目標がないと、ただずるずるとやっているのではないかと、うふうに思われてもまずいのではないかと。僕たちもなかなか説明はしづらいということもありますので、そこら辺のところをもう一度聞きたいと思います。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 まず、1点目の生ごみ処理機の関係でございますが、ご質問の中身につきまして、は事業用として理解してよろしいのでしょうか。

(「いや、一般物です」の声あり)

◇濱名助役 一般物ですか。農協のJAの話がございましたが、まず業務用でお話をいたしますと、当時事業所用で生ごみ処理機、業務用の補助をいたしまして入れた経過がございます。その後数年たちまして、現在のところ、ここ近年は事業所用についてはたしかそういう要望がないかと思うので、個人用が主かと思うのですが、事業用につきましては納入したメーカーと入れた事業者、それによってメンテナンスあるいは使用方法等について、それについては遅滞なく内容について把握し、処理をしているという考え方を町としては持って、それに対する補助事業をやったということで考えてございます。ですけれども、それら事業所に入れた内容について私どもの方には最近では苦情というのは来ていないという認識でございます。ただ、民間用につきましては、それぞれ使い勝手といいますか、一番最初に生ごみを投入した段階においてにおいが発生をしたり、使い方によるのでしょうか、そういうようなこともありますし、当初から全くにおわないのだというような感覚でもって入れたというのもお聞きしたこともございます。においは、全くゼロ、パーフェクトに出ないということではなくて、最初から使い方によってそれらについてはにおいも発生をしますし、抑えることもできます。それから、生ごみを処理した後については全くゼロではなくて残滓の出る生ごみ処理機もございます。ですから、そういうようなことで補助を受けるときに町としてはそれら電気式の生ごみ処理機といいましたが、電気処理式の生ごみ処理機でもって処理をしてございますので、それらの使い勝手によってもし問題があるとするならば、先ほどの前段の委員の中で建物でしたけれども、アフターケアみたいなこともございましたが、それらについて検証してみる必要もあろうかと思います。今まで補助としてやってきた生ごみ処理機が今どういう現状にあるのかと。今委員がおっしゃるように、事業所においても問題があってそのまんま使わないで全部が別な処分をされているというようなことがあるのであれば、それらがなぜそういうようなことになったのかという検証も今後してみたいと思います。

それから、燃料につきましては、トータルですべての科目に上げてあります需用費の燃料費がではいかほどかということについては現在取りまとめてございません。したがって、大空町全体で燃料費計上したときのリッター数というのは、個々に積み上げればわかりますが、今の段階では申しわけございませんが、この場で全体で幾ら消費量を予定して計上しているということについてはお示しできませんことをご理解いただきたいと思います。

◇委員長 11番、勝田委員。

◇勝田委員 生ごみ処理機については、追跡をしてどのぐらい利用されているか、要するに生ごみを減らしたいということでやっているわけですから、機械が使われなくなって生ごみが減っていないとすればいろんな影響がまた後ろへ出てくるということですから、ぜひそこら辺を追跡して調べていただきたいと思います。

あと、燃料の量については、調べていないことを私質問して申しわけなかったのですが、お金のかさではなくて、量がどのぐらいになって、やっぱり来年からこれだけにしよう、再来年これだけにしようというものがあってもいいのではないかなと、ゼロにはできないのですが。あと、エネルギーの方法をまた別なクリーンエネルギーにかえるだとか、そういうことも考えていかなければならない時代が来ると、来ているということですので、そういうことも含めて、いじめた質問ではないのですが、もしわかれればと思って聞いたものですから、いいように理解していただきたいと思います。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 委員の今おっしゃった生ごみ処理機、相当年数たって補助事業やってきておりますが、今回そういうような疑念もございますので、今までどういう状況にあるのか、そして今後さらにそれがどういう活用の仕方があるのか、ひいてはごみの減量化につながるということでこういう補助事業やってございますので、それが効果がどのような形になって現在あらわれているのか等も含めまして今後検証してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、燃料費につきましては、まさに一般質問で環境問題でご質問されたというような経過もございますので、燃料費ただいまのところどのぐらい使っているのかわかりませんが、トータルとしてやはりそれはお示しするのがいいのかなというような考えを持ちますので、今後それらを参考にして総体、トータル的な燃料がどのぐらいになるのかということについて、やはりこれも考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

◇勝田委員 終わります。

◇委員長 次、8番、元木委員。

◇元木委員 2点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

観光費の欄です。ヒマワリ事業について……

◇委員長 何ページですか。

◇元木委員 125ページでございます。観光費の125ページ、ヒマワリ作付事業、この内容についてどの程度の規模において、あるいは1カ所なのか、また分散されているのか、こういったところの委託費もあろうかと思うのですが、そういったところの内容をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、同じ一番下のところにある観光振興一般事務費、この辺の内訳を、内容もお聞かせいただきたいと思います。

◇委員長 商工観光課長。

◇商工観光課長 ヒマワリの植栽のことについてでございます。これにつきましては、朝日ヶ丘公園を中心にしまして周辺の農地に予定してございますのは4カ所、そのうち1カ所については3回に分けて連続してヒマワリを植えていただくということで、そこに係る委託、それから管理料、それから農地補償も含めて入ってございます。そのほかに空港の周り、町から行きますと丁字形、リサイクルセンターの横の空港の端っこの方に植えてございますが、そこについてもあそこは2回植えていただいている、その部分も含まれてございます。総面積は、朝日地区周辺が7.43ヘクタール、リサイクルセンターが2ヘクタール、朝日ヶ丘公園の周辺につきましては約3.7ヘクタール程度でございます。

あと、観光一般についてでございます。観光一般というのは、一般ということですから、いろんなものが入ってございまして、ここに入っているのは通常の観光の事務程度で事業に属しない部分でございまして、特に19節のところにあります負担金だとか補助金ございません。あと、自動車の管理とかそういったものをこの部分では計上してございます。特に特筆する部分については、一般事務費ではございません。

以上です。

◇委員長 8番、元木委員。

◇元木委員 ありがとうございます。観光一般事務費においては、よろしいかと思います。

あと、ヒマワリ事業です。集客するところの箇所箇所においては、非常にヒマワリをこれから多分多く、またいろんなイメージの中で女満別地域となればヒマワリというイメージの中にもう定着しているものだろうと判断します。これからまたこういった計画がされているのか、もしありましたらその辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

◇委員長 商工観光課長。

◇商工観光課長 ヒマワリについては、先ほど言いましたように、朝日ヶ丘公園を中心に、もともとヒマワリそのものを見ていたということではなくて、緑肥作物がたまたま観光にも使えるということからスタートしてございまして、今連続してつくっていただける畑につ

いては補償までかけてやっていますけれども、あとは麦後の緑肥作物としてできるだけヒマワリをお願いしたいということで、その部分についてもお願いしていますが、残念ながらなかなか一番通る道の付近にたくさんがそろわないというようなことで、お願いをしながら今後も続けていきたいということと、あとできるだけほかの方でも空き地があって町有地でもあればできるだけヒマワリを植えて、この8月から9月にかけて、10月にかけて、その3カ月の間に女満別地区に来たらヒマワリ、東藻琴の方でもヒマワリを植えていただいている地区もございますので、そこも含めて道道とつないでPRをしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

◇元木委員 終わります。

◇委員長 ほかに。

12番、小島委員。

◇小島委員 私は、5点ぐらいですか、ちょっとお尋ねをしたいと思ってございます。

まず最初に、181ページ、文化財管理費、このことについて昨年もお聞きをさせていただいたところであります。前日においてもいろいろと聞かせていただいているわけでありまして、6月の総括質疑のときにもお願いをして、教育長さんの答弁によると、このことについては鋭意指摘に応じて次の課題として取り組みたいと、今のできる範囲内の中でもやっていきたいというような概要をお話をいただいたということでございまして、その際に私の方の質問を超えて答弁もいただいたと、質問を超えて。天然記念物の保存から遺跡の保存から、私は碑を実はその当時指摘したといういきさつがございまして、そういうトータルで文化財の管理費については今後いろいろ考えたいという趣旨であったというふうに勝手ながら理解をしているわけでありまして、今回の予算にはそれが金額にするとわずかに27万1,000円ですか、それも何か指定古木管理報奨金等々、特記されている事項はそういう状態でございます。こういうことを考え合わせますと、これで果たしてできるのかどうかということをまずお尋ねしたいと思っておりますし、後ほどこれで不十分であれば補正等も考えておられるのか、当初からそんなことを言う答弁にはならないかとは思いますが、そんなことをちょっと改めて、実務担当者の方からいろいろ聞いておりますが、教育長さんからお聞かせを願いたいと思っておる次第であります。

2点目であります。127ページです。これも昨日指摘をさせていただいたことではあります。ミズバショウの群落の木道補修工事、工事請負費です。このことについては、工事のあり方について昨日も質問をさせていただきました。これもまたあわせていろんな機会をとらえて木道工事のあり方ということで、環境保全に役に立ち、なおかつ天然記念物の保存、湿生植物群落の保存に資するような形で先進地事例を含めて十分判断した上で実行していただきたいということを申し上げてきた経緯があると思うのであります。どうも昨日の答弁内容ですと、従来型でそのまた工事を踏襲するということのようにあります。これは、町長に本当に聞きたいぐらいなのであります。まず課長からお話を伺いつ

つ、できれば助役さん、どう考えておられるのか、このことについてお答えをできたら願いたいと思う次第であります。

三つ目です。125ページになります。中小企業振興資金利子補給金、大変ある意味では商工政策の中の唯一と言っていいぐらい、しかしきらりと光る大きな目玉ではないかと、商工政策の、そう考えている次第であります。昨日もこのことについては説明を受けて、若干の質疑をさせていただいた経緯がございます。その際に、これは後から条例上の問題としてまた別な機会も与えられているわけでありますけれども、利子補給金の金額、このことについては今回の預託金を引き上げて、さらに詳しい内容は割愛しますが、要するに融資の幅といいますか、そういうものを大きく天井を取っ払ったと、こういうことでございますので、そういうことによりまして起きる補給金そのものが大きく予想よりオーバーする可能性も理論的には生まれてくるというふうに考えているわけです。課長の答弁は、昨日の答弁は補正もあり得るといようなニュアンスをいただいたわけでありますが、改めて確認をさせていただきたいと、このように思う次第であります。

次に、77ページであります。77ページの女満別特別養護老人ホーム増築事業であります。金額のことを聞くわけではありませんが、厚生文教の委員会の中ではこの案件については十分に担当課の方からいろんな形で情報をいただいて、我々もともに勉強させていただいているという経緯があるのですが、一番大きな問題は2階建てだということで、問題は安全面の避難経路も含めた、2階からの、そういう問題について厚生文教常任委員会の中でも一番指摘事項として実は出ているのです。予算を提案するまでに実は担当課長の方としてはできるだけ案をまとめたいというふうに思っておられるという趣旨のお答えもいただいていたわけなのですが、残念ながらこのことについてはいろいろ技術的な隘路も重なってまだきちとしたお話と説明をいただいていないというのが残念ながら現状であります。そのことについて今の時点でどう対処したいというふうにお考えになっているのか、そのことについてお聞かせ願いたい。

最後に、55ページであります。分煙機の保守点検業務委託料であります。多少の金額、わずかなのでありますが、ついております。補正予算案の中で出されてきたたばこ税の結果はたしか5,800万円だと記憶しておりますし、本予算では大体前年と同じ5,600万円見込んでいるというような話もございましたけれども、そういうことです。ですが、その割に分煙を、それだけ税収というか、目的税でありませんけれども、財源があるにもかかわらずこれまで分煙のあり方をきちと整理をして分煙をきちと保証するというための手だて、これについてはちょっと東藻琴の総合支所から見れば本庁も支所も含めて不十分であったのではないかとというふうに考えている次第でありますので、この辺こんな金額ぐらいで果たしてできるのかどうかと。今後分煙をきちと進めるに当たってこの予算で果たしていいのかどうかお伺いをしておきたいと、以上思います。

◇委員長 教育長。

◇教育長 文化財関係のご質問にお答えをしたいと思います。

6月のこの審査特別委員会でご質問をいただきまして、その折にそうした文化財全体的な面について総合的な点検、それから総合的な見地に立った着手を19年度から始めたいということでご答弁を申し上げた記憶がございます。あの答弁の後、東藻琴地区の石碑の写真化、記録化、それから古木の写真記録集は作成をいたしました。それから、女満別の教育センターの2階にあります郷土資料室の、そこに備品があるのですが、実はきょう担当主査から教育長まとりましたということで、こういう形で日本の大きな文献からのこれはどういうときに、いつごろつくられ、どういう機能を持っているかというようなことについて、この2階のものについては総計883点にわたってこういう冊子化が一応きょう届けていただきました。そのほか、前回のときにご質問いただきました社会科の副読本、郷土資料の関係ですが、大空町になってこの町の両地区のそうしたものがどのように入れられるのだということでもご質問ございましたが、それらについても今製本所に出して両地区のそうした関係のものが社会科の副読本の中にも入れられて、子供たちにこの後学習に供されるということになってございます。あの中のご質問にありました石碑関係については、今年度特に予算化はしていませんが、一番あのときに私が申し上げた中では、研修会館の横に大きな車庫がありまして、平成7年、8年と発掘をいたしました豊里の石刃遺跡、石器、土器等がただ眠ったままもう10年近くたっているということで、これを何とか日の目を見るようにさせるための手だてということで、今年度道内、道外にそれらの日の目を見れるような形でどういうように取り扱っていったらいいかということの研修に職員を出すということで、若干の旅費をつけておるところでございます。そのほか、先ほどお見せしました女満別の研修センターの2階にありますこの台帳をもとに東藻琴のふるさとセンターにあります郷土資料、それから山園にあります郷土資料、それらも全部写真に撮って、どちらに何があるかということも一元的に今整理をしていくということの計画も立ててございます。そんな意味で6月の折にご答弁申し上げました総合的な観点から見て手をつけてまいりたいということでお話を申し上げたとおりで、その緒について順次取り組みを進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇委員長 商工観光課長。

◇商工観光課長 ミズバショウの木道補修工事でございます。昨日のご質問にお答えをしまして、町というか商工観光課の考え方をお示しというかお答えしました。これについては、現状のものを倒木により壊れた部分を補修するという考えでございますので、新たにこの形を変えるとか、そういうことでございせん。小島さんの言われるとおり、従来型のままを補修するということでございます。今後、ただ壊れる程度で補修で終わらないと思います。あと数年たてば、全体がおかしくなるのだらうと思うのです。そのときに今小島さん言われたようなご指摘もありますし、含めて検討しながらどの方向でやるかということを進めてまいりたいというふうに考えていますけれども、今年度につきましては従来型の部分を補修すると、一部を補修するという工事でご理解いただきたいと思います。

それから、中小企業の資金の補給金につきましては、条例上で預託金を廃止するという
ことで、あわせて天井と言いましたけれども、予算の範囲、基準を決めて総額を決めると
いう条例の部分も廃止しましたので、削りましたので、天井がなくなったというふうに理
解されたと思いますが、これにつきましてはそのとおりでございます。ただ、これがひど
くなって今後抑えれないというようなことが、町長からどうにかせと言われることは目
に見えていると思いますので、そのときには、今の段階では読めません。はっきり言って読
めませんけれども、公定歩合等も上がってきたというようなこともありまして、これから
補給金の割合をどうするかということで一緒に協議していかなければならぬと思っていま
すので、補正もありきではありませんけれども、補正も一つの方法であろうというふう
にきのう答弁したとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

◇委 員 長 福祉課長。

◇福祉課長 特別養護老人ホームの安全対策ということでございます。スタート時から安全の
部分についてはたくさんのご意見いただいておりまして、私どもとしても安全面にどう対
処していくかということで内部で詰めてきた経過がございます。当然ではございますけれ
ども、施設内にはスプリンクラーの設置、防災カーテン、それからバルコニーにシュータ
ーというらせん状のものをつけまして、下に厚いクッションが敷かれておりまして、上か
ら入れるとらせん状に静かにおりていく、下にはマットがあるというふうなものでござい
ますけれども、それをつけて避難をさせるということに方針を固めておりますので、その
ようなことで進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

◇委 員 長 総務課長。

◇総務課長 分煙に係ります予算づけについてのご質問についてお答えをしたいと思います。

55ページの総合支所庁舎管理費予算の中に計上しております分煙機の保守点検業務委
託料については8万1,000円ということですが、これは既存の設置しております
3台の分煙機に係ります保守ということとなっております。分煙対策につきましては、
旧東藻琴村では本格的には平成15年度から、また旧女満別町では平成16年度からそれ
ぞれ健康増進法の施行を受けまして受動喫煙の防止という観点から対策をとってきたわけ
でありますけれども、東藻琴地区については分煙機というものを早くから設置をして対策
をされてきたということですが、女満別地域については喫煙場所にそれぞれ空気清
浄機を設置するといった程度のところでの措置という取り組みでしかなかったというこ
とでございます。そのようなことから、平成18年度の庁舎管理費の予算の中で新たに分煙
機を1台導入して役場庁舎内に設置をしたいということで考えてございます。その分煙機
に係ります平成19年度の関連予算という部分では、53ページになりますけれども、庁
舎管理費の11節需用費の中の消耗品費48万円の計上はございますけれども、その一部
であります17万円になりますが、分煙機のフィルターを消耗品代として計上していると

ころでございます。

それと、一部訂正をさせていただきますが、総合支所に置いております分煙機の台数でありますけれども、3台ではなく2台の誤りでございましたので、訂正をさせていただきますと思います。

◇委員長 12番、小島委員。

◇小島委員 文化財管理費の関係で答弁をいただきました。財政が厳しい折からなかなか簡単なことができないという苦渋に満ちたのは、6月の答弁と似たようなものでございまして、趣旨はわかるのでありますけれども、後からのミズバショウの木道補修工事の問題とも絡まるのです。というのは、とりわけ、今ちょっとわかりやすいように天然記念物の問題申し上げます。そうすると、商工観光課の方では教育委員会の方で調査した結果は環境に負荷のかからない工事だと思っていると、こういうのが平気で出てくるのです。教育委員会としての天然記念物を含めて文化財の保護に係ることですから、この観点をしっかり持ってもらわぬと困るということは何度も申し上げてきている経緯があるように記憶しているのですが、この辺の整理が、一般論で申し上げると、湿地帯というのは長い目で見たら陸地化するのです。だけれども、必要な文化財として天然記念物と指定されたものをどう保存して、環境にうまく負荷のかからない形でその陸地化の進行を抑えるかということが私は大きなポイントだというふうに考えているのです。そういう意味では、教育長さんの答弁ではちょっと物足りない。1回目は、あれでいいのですが、6月は。今回は、それではいいと言う、努力をしてもらいたいということを申し上げるしかなくなってしまうのでありますけれども、考え方がちょっとよくわからないという印象を持ってしまうのです、言葉だけの話で言えば。だから、そこをもう一度突っ込んでお聞かせ願いたいということでもあります。

◇委員長 教育長。

◇教育長 湿生植物群落の箇所については、国の天然記念物として指定されていて、そこに物を持って行って植えることも立ち入ることも、もちろんごみを捨てることも、そうしたことは一切できないというようなことの中で、教育委員会が平成14年でしたか、調査して、15年に北大から調査報告書をいただいた中では、現在の湿生地が乾燥ぎみなのは、流入する水の量と出ていく水の量の関係ではないかという、そういう推測の報告書しかまだいただけておりません。それを今委員がおっしゃるような観点から乾燥していくことの原因を追及するためには、一部分の樹木を特定して本数とか木の茂りぐあいを調査の中で調べただけですので、広大なあの広いところ全体にわたって調査しない限りは恐らくその辺は見通せないのではないかなというように、担当の者が北大の調査に当たった方と話し合いをした折にもそんな内容の回答をいただいているということでございます。現在のところ、それ以後の調査費用を積んで調査をさらに深めるということについては、今の

ところまだちょっと考えておりませんし、やるとすれば、今前段申し上げましたように、部分的なものを幾ら積み重ねていても全体が見えないというようなことの報告書の中にもありましたので、相当大的な経費をかけていかなければならないのではないかなと、このように思っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇委員長 小島委員。

◇小島委員 教育長さん、そんなにオーバーに考えなくていいのです。前にも指摘したと思うのですが、この事例は新潟のミズバショウの研究家がもうはっきり言っているのです。新潟においても同じような木道をつくったのです。前にもそういうことを僕申し上げたはずですが。それで、劣化始まってしまって、ミズバショウでなくてヨシが繁茂して陸地化始まったと、その木道をやめたらもとに戻ったのです。そういう事例も僕は前話したつもりあるのですけれども、記録は別ですよ、いろんな経緯の中でお話をしてきた経緯があると思うのです、非公式にも。そういうことを私は、先進地の尾瀬へ行ってみてください。尾瀬の木道ってうちのような木道になっていますか。できるだけ環境に負荷のかからないという観点でやっているのです。だから、陸地化の進行状況を大規模に調査してくれと言っているのではないのです、私は。環境に対する基本姿勢なのです。基本姿勢のレベルでいうと、先進地の事例もあなた簡単にわかることだろうと私は言っているのです。別に大規模な調査をするためにお金つけろなんていうことを申し上げているのではないです。調べる気になればすぐわかるのです。そういうことをまず申し上げておきたいと思います。そのことについてもしお答えがあれば、いただきたいと。時間も押しておりますので、ミズバショウとの兼ね合いのことについてはそれで終わりたいと思うのですが。

中小企業の振興資金の利子補給金に関しては、担当課長も胸を張って補正もあり得ると明言をいただきましたので、あとそれについて問題がないのであれば、そのように理解を私もさせていただきますので、何かつけ加えることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

◇委員長 数点ございましたけれども、一緒に質問していただければ、あとありませんか。

◇小島委員 別に前段のやつはいいということでいいです。

◇委員長 それでは、ご答弁をお願いします。

町長。

◇町長 中小企業の振興資金の関係でありますけれども、当然こういった場合複数の方々
が随時申し込みをして、結果的にその年度の予算が足りるか足りないかというようなものについて、もし足りなくなった場合と、これはいろいろ検討しなければならないというふ

うに思います。ただ、過去にたしかこの席でなかったかと思えますけれども、女満別の町長時代に補正のことについて少し踏み込んで発言をしましたところ、当時おしかりを受けた経過もございますので、明言ということではありませんけれども、そういった場合においては十分ご協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。先ほど言いましたように、随時申し込みがあつて複数の方々と、例えば農業振興資金などは年に2回と、一応その年度の計画を考えた中で期日を、申し込み期限を区切ってやっているというような形がありますので、そういったものであればある程度の時期に年度末までの部分が見通せるのではないかとこのように思っていますので、そういった意味では制度の中の課題としてそういうこともあるのかなと、今話を聞いておりましてそんな感じを受けておりますけれども、今時点の、また今回提案しております内容でいきますと、そういうことにはなっておりませんので、その時期に必要なことがあればご協議をさせていただきたいというふうに思います。

◇委員長 教育長、ありますか。
教育長。

◇教育長 尾瀬、私行ったことがございまして、お話聞いているとうらやましいなという思い半分でありますけれども、そういう先進事例にあるということをもたこの後学習をいたしまして、どのような形でいけばいいのかということも、木道を設置したのが商工観光の方で女満別時代に設置したということもございまして、そのような経緯もあわせながら勉強させていただきたいと、このように思います。

◇委員長 12番、小島委員。

◇小島委員 答弁をいただいたことは、それで結構だと思います。
特養のことなのですからけれども、答弁をいただきました。シューターでバルコニーから…
…

(何事か言う声あり)

◇小島委員 何が……何か問題……

◇委員長 先ほどまとめてということだったので、先に項目があつたのが分かれていましたので、ご注意を申し上げた。

(何事か言う声あり)

◇委員長 続けてください。

◇小島委員 一問一答でいいのでしょうか。

◇委員長 一番先に項目挙げられたものについてまとめて質問してまとめて答弁いただくと

というようなことで今やらせてもらっていますので、よろしくお願いします。

◇小島委員 そうしたら、まとめて言いましょう。いずれにしても、質問権ですから、保障してください。

特養のことについては、それぞれ答弁をいただきました。私としては、そのシューターでバルコニーでらせん状でおりるということで、下にマットがあるから、リスクはないという判断でございましょうけれども、ちょっと心配はございますので、それが実際に設置されている例だとか、その他あれば、ここで用意されていないのであれば、後ほどで結構ですから、ひとつ厚生文教常任委員会などにも詳しく説明をいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと、分煙機の問題であります。初めて最初の説明と私が聞いておらなかったのか、53ページの中に消耗品で分煙機のフィルターその他がもうつけ加わっておって新年度に積極的にというような話もちらっと出てきたと、こういうことでございますが、それぞれ答弁にあったように、分煙のあり方ということで言えば、東藻琴と違って、東藻琴も完全だとは私の私見では思いませんけれども、少なくとも女満別側の本庁の方で行われている分煙よりはましだというふうに理解しているのです。ですから、今回分煙をこういう形で、予算だから言うわけではなくて、方向性が見えているのであれば、きっちりとした予算をつけるべきではないかというふうに私は思うわけです。そういう意味では、どうも話の内容だと総合庁舎に分煙機を持ってくるのは、説明にありませんよ、東藻琴の2台のうちの1台を持ってくるのかななんて思ったりもするのですけれども、予算にない以上。そういうふうに考えますと5,800万円、補正ではそれだけたばこ税が入っている中であって、しかも受動喫煙をきちっと被害を及ぼさないようにしたいという考え方からいうと、分煙のシステムをもっとしっかりと保障してもらわぬと困るという考え方になってくると思います。それも1階ロビーだけでなく全館どこでも住民が役場へ訪れたら、たしなむ人はその機会を得られるという形が望ましいと考えているのですが、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 特養のシューターにつきましては、後ほど構造図等お示しをさせていただきたいと思います。滑り台がいいかシューターがいいかということでかなり中で詰めたのですけれども、敷地の関係でシューターに変わったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

◇委員長 総務課長。

◇総務課長 分煙についてのご質問でございますけれども、新年度から町の考え方としましては、現在役場庁舎内では4カ所の喫煙箇所、さらに総合支所では2カ所の喫煙場所を設け

て分煙化をやってきたところでありますけれども、新年度からはその喫煙場所の縮減を図ってまいりたいと。そのことで、不特定多数の方がそれぞれの庁舎を利用されるわけでありますけれども、少しでも受動喫煙のリスク回避というものを図って町民の方、あと職員もそうでありますけれども、健康の保持というものをさらに一歩進めてまいりたいということで考えてございます。現在総合支所には分煙機が2基あるわけでありますけれども、それを1カ所にするということで余剰となりますその1基については、女満別地区の公共施設であります研修会館の方に1基持って有効に利活用を図りたいというふうに考えてございます。また、役場の庁舎については、1階ロビー奥を1カ所喫煙場所として、先ほども申し上げましたけれども、分煙機を設置するということで考えております。また、検討の中では、より分煙といいますのは喫煙場所とそうでない場所との間の煙を分離すると、分割するというのが分煙の考え方であろうかと思っておりますけれども、その考え方からすれば、当然きちっと喫煙ルームといいますか、そういった形で遮断をすると、壁等で遮断をするということが一番理想的であるということを私も認識しているわけでありますけれども、非常に設置場所にもよりますけれども、200万円から300万円ぐらいその費用がかかるということもありまして、とりあえずはこの分煙機の設定という形で進めてまいりたいというように考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇委員長 12番、小島委員。

◇小島委員 それぞれお答えいただいたわけでありますけれども、分煙のことについてはどうもよくわからないのです。予算の説明の中で私が聞き漏らしたのかもしれないけれども、今度向こうで使った、総合支所のものは研修会館ということは初めて聞きました。さらに、庁舎管理費の中で恐らく購入するのでしょうかけれども、どのぐらいの金額なものかわかりません。200万円から300万円、きちっとクロードして受動喫煙が行われないようになかったりとしたものをやるには200万円から300万円かかると、正直な話言って余り金かけたくないというお話のように受けとめられてしまうのです。先ほども申し上げたように、5,800万円も入ってきておって、変な話ですが、見込みとしては5,600万円程度でしょうけれども、たばこ税が入ってくるわけですから、それに全部使えというふうに私は申し上げているわけでありません。それなりに分煙のシステムを完璧なものにするのか、はたまた論法からいったら全館禁煙にするのかどうか、あるいは敷地内も禁煙にするぐらいの腹を持ってやるのか、そこら辺がちょっと見えないのです。その辺をもう一度、そのほかのことについては結構でございますので、もう一度お聞かせ願いたいと思っております。予算の説明においてもその辺についてはちょっと不十分な気がいたします。

◇委員長 総務課長。

◇総務課長 役場庁舎に導入をしております分煙機の導入経費につきましては、平成18年度の庁舎管理費の中の備品購入費の中で導入を図り、新年度からの分煙化に備えたいという

ことで18年度予算での購入を予定しているところでございます。

また、全面禁煙の関係でございますけれども、近いところでは網走支庁でありますとか清里町役場が公共施設の全面禁煙ということに踏み切っているところでございますけれども、実態をそれぞれお聞きしますと、やはり敷地内といいますか、建物の外でそれぞれいろいろな場所で喫煙を職員の方がされているという実態もあるようにお聞きしております。そのようなことから、全面禁煙まで踏み込むというようなことについては現時点では考えておりませんで、喫煙場所の縮小化ということで考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇委員長 12番、小島委員。

◇小島委員 今説明で慌てて私も補正予算の議案見ているのですがけれども、どこかで説明をいただいたのかどうか、私がうっかりしているのかどうか申し上げますが、そういう種のことについてはやっぱりきちっと説明をしていただきたいと思います。何とかなしに通して何とかなしにやるということではなくて、やっぱりきちっと説明責任を果たして議会の同意を得るという基本姿勢について甚だ残念ながら苦言を呈したいぐらいの中身ではないのかなというふうに私は思います。もう一度、分煙のシステムとは何かについての説明は一応いただいたのでありますけれども、不完全なものしか今考えていないという印象はぬぐえません。もう一度いただいて、時間も余りこのことについてかけてもしようがありませんので、終えたいと思しますので、よろしく願いいたします。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 分煙につきましては、やはり法に基づくもの、公共の場においてはそれらについては設置者は住民の、住民といいますか、健康管理に努めるというのが趣旨でございますので、何らかの対応ということがまず前段に出てくるわけございまして、今回庁舎内の分煙の場所の設置に当たりましては唐突に出たような感じがいたしますけれども、それらについてはやはり庁舎内の機能といいますか、それらを勘案しながら進めていかなければならないという立場がございますので、これらについては何とぞご理解をいただいて、住民が公共的な場に来るというようなことも多々ありますし、住民の方も愛煙家の方もいらっしゃいます。そういうようなことも踏まえながら、やっぱり検討していかなければならない。まず、前段でもっては総務課長が申しましたように全面禁煙まではいきませんが、段階的に分煙化を図り、その対応について図ってまいりたいと考えてございますので、まずは1段階進めさせていただきたいというのが趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇委員長 12番、小島委員。

◇小島委員 もうこれでやめたいと思います。最後に、分煙については何度も申し上げますけれども、やっぱり合意形成を図っていく姿勢が必要だと思うのです。職員間でもそうでしょうけれども、施設を利用する町民、我々も含めて。残念ながら別に今の時代は愛煙家にとって決して居心地のいい時代ではありませんでして、私も愛煙家の一人なのでありますけれども、議会の構成の中でも5人ほどこいないというような状況です。ですから、決して大威張りして言っているわけではありません。ある意味では、肩身の狭い思いをしながら言っております。だから、先ほど言及したように、私は全面禁煙したいことを言っているのではないです。愛煙家にも権限というか、そういうものを認めてもらいたいと思うのです、最低限のことを。そのためには、分煙のシステムをきちっと確立してもらいたいと。財源については、全部使えとは言わないけれども、相当な額のたばこ税が入ってきているでしょうと、こう申し上げているのです。だから、その姿勢でもってきちっと整理して出してくれば、分煙は守られると思うのです、私は。200万円、300万円惜しいと言いますけれども、3階までやっても、各階やっても200万だとしたら600万円です。それは、大きなお金です、確かに。だけれども、ほかのことに言及はいたしたくありませんが、他の補助金についても含めていろんなお金の使い方が散見される中にあって、その辺はよく考えてお進めいただけることが健康のためにも必要だとすれば、なおさら合意していないとストレスがたまりますので、町長。合意形成をうまくやるのが大事だと思うのです。そういうことを最後にだけ申し上げて、私はこれで終わりたいと思います。

◇委員長 町長。

◇町長 第1段階として役場庁舎の喫煙場所を特定したというところで、執務室については禁煙ということで進めさせていただいて、16、17、18年と3年ほど経過をいたしました。その中で、それこそ場所を決めるだけではなかなか受動喫煙というのが十分防止できないというようなことで、また愛煙家の方もいらっしゃるということでありますので、やはりお互いが場所によってすみ分けができるということがいいのではないかと。私は、お金の大小のことももちろん頭から消えるわけではありませんけれども、今ご提案をさせていただいている場所であれば、なおかつ分煙機というものをその場所に設置をすれば愛煙家の皆さんもそこで集うことができ、さらにそういったことがよしとしない方々についてもご理解をいただけると、そんなふうな思いを持って今回は1カ所に設定をさせていただいたというようなことであります。当然今まで既にほかの市町村役場などで、また官公署などで分煙等を進めてきているところについては、ある程度段階を踏みながらきているのではないかというふうに思っております。私どもの庁舎というものも執務室という事務室的な意味合いもあれば、多くの町民の方々に集っていただくこの議場のような、そういうところもあります。そういうようなことを考え合わせた中で、なおかついろんな町民の方々にご理解をいただけるその場所と、形というようなことで一歩進めさせていただいたというような考え方でございます。決して金額の大小ということだけで判断をしたということではないということについてはご理解を賜りたいと思いますし、またたばこ税の使

途について再三言及をされておりましたけれども、基本的には税という中においては特定のそういった財源ということには必ずしも当たらない側面があるということについてもご理解はいただいているものというふうに思いますけれども、あえてこのところでご答弁を申し上げたいというふうに思います。いろんな方々が集える庁舎ということをこれからも目指してまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

◇小島委員 終わります。

◇委員長 それでは、20分間休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時37分

◇委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算の歳出についての質疑を続けます。質疑ありませんか。

15番、榎原委員。

◇榎原委員 除雪のことに関してもう一度聞きたいのですけれども、ことは雪は割と少なく、排雪、除雪も割とスムーズにいったのですけれども、二、三年前は本当に雪が多くて大変でした。39号線も本当に通行どめになって迂回路をあれすといってもなかなか、開発は2号線といったってどこが2号線だかわからないような状態で、女満別の職員の方々が連絡網がしっかりしていて割とスムーズに迂回路をつくって、そして交通に支障のないようにというふうにやっていたのだけれども、意外と排水溝に落ちたりなんなりしていましたけれども、翌年は割とスムーズに迂回路もつくられていってスムーズにいきました。私も東藻琴に稲富を通って稲富温泉へ時々二、三年前行ったことあるのですけれども、途中まで、日進から下って高木さんのところから二、三百メートルまでは女満別の道路、網走との境界があるのですけれども、そこから向こうは網走の排雪というか除雪区域になっていて、あのチグサ藻琴川の橋があって右へ曲がって温泉の方に行くのですけれども、そのときにははっきりと女満別地域はきれいに排雪されているのですけれども、本当にそれから以降、あそこはよく聞くと民間に委託させていると、本当にやっと車が通るぐらいで、橋のところで会ったらバックするのが大変なのだ、ずっと。10分も15分もバックしなければならぬ。そういうような状態で民間委託って大変だな、これはというふうに3年か4年前は思っていたのです。ところが、ことし19年度から民間委託すると、あららというふうに思っているわけです。網走行っても、それから美幌行っても民間委託しているらしくて、公営住宅行ったら本当に大変な状態です。二、三年前には北見もさっぱり排雪がうまくいなくて全国的に有名になってしまったわけなのですけれども、先ほど職員の数にもよるが、将来的には民間委託にしたいと、全面的にするのかどうかかわからないのだけれど

も、やはり基本的には行政が排雪すべきだなというふうに思っているのですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 先ほどの松田委員さんのご質問のときにもお答えいたしましたけれども、民間委託につきましては、やはり先ほど私がお答えしましたように、将来の職員の定数化によりまして、その内容によっては民間委託にかけざるを得なくなるようなときが必ず来るというようなことを、前段でもってそういう説明したわけですが、今ご質問のように、民間委託をすることによって住民サービスが停滞をするとかということについては懸念はされますが、それはやはり払拭しなければならない。大前提がそれをしてしなければならない。必ずしも民間委託をしたから除雪の精度が悪くなるというようなことについては、私どもそういう考え方は持っておりません。民間の持っているノウハウ、これはやはり素晴らしいものがございまして、それらをやはりお願い、協定を結ぶことによってそれらを發揮していただくというようなことの前提のもとに民間委託をしなければならないと考えてございます。したがって、確かに経費の問題もございすけれども、将来にわたりましてはそれら懸念される材料等を全部取り除いた後でもってお互い協定の中で民間委託に取り組んでいきたいというのが将来の考え方でございます。

◇委員長 15番、檜原委員。

◇檜原議員 それは、そういうふうな考え方もよろしいのですけれども、私も何カ所も除雪、排雪するところあるのですけれども、いつも頼んでいる業者が、ことしはあれどうしたのかな、行ってみたらごみ箱はつぶれたり、マンホールは川の方に持っていったり、縁石は壊れたり、あれ、どうしたのかなと言ったら、いや、別な人に丸投げしたのだと。こういうような状態で、これはやはり経験のない方々にやらせるのはやっぱり大変なのです。だから、そういう事故が非常に懸念されることが多々ある。だから、今回稲富の方も、多分東藻琴から来る人はことし初めて来るだろうから、ほとんどあそこの稲富からこっち来たことないと思うのです。開陽の方から回ってくるのでないかなというふうに思っているのですけれども、あそこ二、三年前通ったら本当にやっと車が通るだけです。もう本当に3メートルか4メートルぐらい横にあって、ところが女満別区域になったらちゃんときれいに排雪している、ちゃんときれいに通れるようになっているのです。そういうことを危惧するわけなのですけれども。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 今のご質問のことにつきましては、前回も私がお答えしたとは思いますが、網走市区間、この除雪につきましてはやはり大空町の除雪路線区間が早朝に除雪に行って、

網走区間の場合についてはタイム差があつて、それらについては除雪されていないことがあるというようなことから、建設課長が網走市の道路担当者をお願いをして、それらについては大空町の基幹道路、網走市を通りますけれども、それらについて協力願いたいということで、網走市の道路管理者に対しましてそれらを要請した経過がございます。ことしにつきましては、それらのことを履行させていただいて、道路の除雪区間につきましては現在のところ改善されているというような報告も受けてございます。そういうようなことから、仮に委託にしたにしても大空町としての道路管理は厳然として残るわけでございまして、そのための担当もすべてが担当しないで、管理をしないで委託をするというようなことではなくて、やはり組織としての担当者を残した中において委託をするというようなことで、大空町としての道路管理者の責任を果たしながら民間委託にしていきたい、将来はしていきたいと、そういう基本的な考え方でもって進めてまいりたいというのが現在のところの考え方でございます。したがいまして、将来そういうような道に進んでいったときにつきましても、当然議会の方ともそれらについて方法論につきまして協議しながら進めていくということも考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇委員長 15番、樫原委員。

◇樫原委員 心強い発言で本当に頼もしいですけれども、ことし19年度においては121キロ排雪、除雪することなので、しっかりやっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 ぜひ予算の範囲、中でございますけれども、そのように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

◇樫原委員 終わります。

◇委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員長 それでは、これにて一般会計予算の歳出の質疑を終了いたします。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計予算の歳入歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、坂本委員。

◇坂本委員 国民健康保険についてお伺いしたいのですが、具体的にこれも繰り越し滞納の部分なのですが、今回はこの部分については科目を残すためというようなことでやっておりますけれども、大空町内において今全国的に話題になっています国保未加入、滞納の数が

かなりふえているというような報道もされております。こんな中での滞納といたしますか、その分については大空の場合の19年度予算においての滞納繰り越し分の徴収といたしますか、そういう部分についての現状についてお尋ねしたいと思います。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 答えいたします。

大空町の12月末現在の滞納額ちょっと示させていただきたいと思いますが、12月末現在で2,646万5,755円でした。さきのときに補正をさせていただきまして、420万4,708円の補正をさせていただいております。トータルでは、人的には258件ございまして、114人の方が滞納されているということで、その後3月の補正分で140件、75人の方から滞納分を納めていただいたということになってございます。

以上でございます。

◇委員長 7番、坂本委員。

◇坂本委員 今説明を受けたところなのですが、今大空町で実際どうなのかお伺いしたいのですが、国民健康保険税を払わないために保険証の使用の制限といたしますか、停止といたしますか、そういった部分についての現状はどのようになっていますでしょうか。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 12月末現在の世帯数でございますけれども、ちょうど30世帯の方が、女満別地区18、東藻琴12区ということで、この30世帯に対しまして健康保険税の滞納に係る実施要綱に基づきまして短期の保険証を交付しているということでご理解いただきたいと思います。

◇委員長 7番、坂本委員。

◇坂本委員 実際大空町にもそういうことがあるようです。以前テレビ報道されていたのですが、それによって医療処置を受けられないというようなこともありましたけれども、果たして減免措置等々いろいろあるかと思うのですけれども、その辺を十分認識した上での滞納につながっているのか、事情によって、払えない事情がわからないまま滞納につながっているのかという、その辺の調査だとか分析というのはされているのでしょうか。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 余りその辺については詳しく調査しておりませんが、今3カ月に1回の短期者証を出している、次に更新に来られた方にお話しすると、納付をされてまた更新をされるというようなことにつながっておりますので、ただ減免措置等については絶えず説明をしていると、窓口に来られた場合に説明をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◇委員長 7番、坂本委員。

◇坂本委員 いろんな制度を理解しつつそういうことにつながっているということであれば、結構だと思うのですが、知らないまま最悪病院にかかれないということのないような措置を十分とっていただきたいというふうに思いますし、また極力収納率の向上というものにも心を配っていただきたい、そのように申し上げておきたいと思います。

以上です。

◇委員長 福祉課長。

◇福祉課長 ご指摘のとおり、十分その辺を踏まえながら取り進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◇委員長 財政課長。

◇財政課長 ちょっと補足で説明をさせていただきたいと思いますが、現在大空町で発行しておりますのは短期者証ということで、保険証の短いものということで3カ月の短期者証を発行しております。今新聞報道等で話題になっておりますのが資格者証ということで、一回病院の方で10割納めていただいて、役場に来ていただいて残りの分をお支払いするという制度のものでございますが、その部分につきましては現在大空町としては取り入れていないと。あくまでも短期者証ですので、病院にはその保険証でかかることが可能になっておりますので、そういう形でご理解をいただきたいと思います。

また、本年度から2割軽減等の制度ができてきておりますが、それらにつきましては納付書の発付と同時にそれらの資料等も入れまして、申請をしていただくように行っているという状況でございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

◇坂本委員 終わります。

◇委員長 それでは、ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員長 それでは、これにて国民健康保険事業勘定特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の歳入歳出について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員 長 質疑がないようですので、これにて国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、老人保健特別会計予算の歳入歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員 長 質疑なしと認めます。

これにて老人保健特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、介護保険事業勘定特別会計予算の歳入歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員 長 質疑なしと認めます。

これにて介護保険事業勘定特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、介護サービス事業勘定特別会計予算の歳入歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員 長 質疑なしと認めます。

これにて介護サービス事業勘定特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めてよろしいですね。

(「なし」の声あり)

◇委員 長 それでは、これにて簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、下水道事業特別会計予算の歳入歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員 長 質疑なしと認めます。

これにて下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、個別排水処理事業特別会計予算の歳入歳出について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員 長 質疑なしと認めます。

これにて個別排水処理事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

以上で本委員会に付託された議案第29号から議案第37号までの一般会計予算と各特別会計予算の質疑は終わりました。

最後に、総括的な質疑があればこれを許します。なお、ここでの質疑はさきに行っている質疑を再度繰り返すなどの重複部分を避け、一括質問を行い、効率的な質疑を行うようお願いをいたします。

これより総括質疑に入ります。

1 番、近藤委員。

◇近藤委員 今回の一連の予算提案説明からこの予算審議を通しまして、改めてこの19年度というのは重要な年度になるのだなという印象を持ったところであります。償還がピークを迎えているということから、我慢をしながらの一年と言えるのかなと思うところでもありますけれども、今後5年あるいは10年の中での1年として見たときには、いろいろ網羅されていますように、総合計画の策定に関しての部分、あるいは行政改革、財政改革に関しての部分やまちづくりの基本条例等のお話等もありました。そうしたことを踏まえた中で、今後のまちづくりの方向性が示されていくような一年となっていくのかなと思っていますところでもあります。そうした方向性に対しまして、職員の方々や住民とが共有をいたしまして、一体感の中で、失敗したという面もある中で、そうした方向には向かないような形で今後の運営を進めていくことが大切だなと感じているところでもありますけれども、ちょっと抽象的ではありますが、そうした基礎となるようなこの一年に対しての思いというものを改めてお伺いをしたいと思います。

◇委員長 町長。

◇町長 町政執行方針の中でも触れさせていただきましたけれども、ことは町民の皆さんにこの大空町の行く末を見てとっていただく、そういう年度になるというふうに思っております。また、そういうような動きが感じられるような行動をしていこうということで予算編成に当たってきたところでもありますし、また一般質問にお答えをする形で申し上げましたけれども、私どもからどんどんと今の大空町の実態というものを公表させていただきながら、そして町民とともに悩んでまいりたいと、そんなふうに思っているところでもございます。平成、実質的には18年でありますけれども、大空町が出発をいたしました。船が岸壁から離れて出航したわけでありますけれども、まだ1年目というのは港の中にいると、いたような状態ではないかと、これから初めて港を出て、そして大洋に向かって進んでいくと、その針路というものをしっかりと皆さんにお示しをしながら、そしてその中の乗務員の人たちや、また乗船客の方々にその行き先というものを示していきたいと、そんなふうに考えてございます。私も家は農家でありますので、農業に例えるならば、平成17年の合併が決まった後の事務調整というのは、営農計画を立てるような、そんな1年ではなかったかと。さらに、平成18年という年は畑を耕し、そして整地をし、秋の秋まき小麦ぐらいまではまけたかなというふうに思います。しかし、まだまだ十分なところまで至っていないというようなことから、その合併の2年目、本当に春を迎えながらいろんな種まきをして、そしてどういった作物が芽を出すかと、それを町民の皆さんとともに確認をしながら、それを十二分に管理をしていく年になるであろうと、そんなふうに思っております。私自身ももちろんでありますけれども、職員、また議員の皆様方、そして町民の皆様方にそういったことを逐一伝えながらこの2年目のかじ取りをしていく予算にしていきたいと、そんなふうに考えてございますので、今後ともご指導いただきますよう

によりしくお願いを申し上げます。

◇近藤委員 終わります。

◇委員長 ほかに。
2番、松田委員。

◇松田委員 多少今の近藤委員の質問とかぶる部分はあるかもしれませんが、私は今回この予算を見て思ったのですけれども、やはり一番皆さん町民、我々も議会も期待のするところは、節約された、限られた財政の中で一生懸命節約したものがどう使われるかということが一番関心だと思っています。その上で今回の予算、それから予算参考資料を見させていただいたときに、何を節約するかと考えたときにやっぱり經常経費、ここがどうやって節減されているのかと、ここがみんな知りたいところだと思っています。先般一般質問の中で町長の方から大枠、經常経費の節約額は聞かされましたけれども、いま一度各科目前年度と比べて經常経費はどれだけ節約されているのか、それとあわせてこの時期にまだ確定的なものは出ないかもしれませんが、經常収支比率、これもあわせてわかる範疇で説明願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇委員長 財政課長。

◇財政課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一般質問の中でも町長の方でお答えをしておりますが、各科目につきましてその状況につきましてお知らせをさせていただきたいと思います。旅費につきましては、対前年比10.4%の削減ということで金額にしまして約218万円、それから需用費のうち消耗品につきましては対前年比17.3%のマイナスということで1,479万円の減となっております。それから、燃料費につきましては、こちらの方につきましては単価アップの問題もありますが、削減としましては0.9%、金額にしまして87万円という形になっておりますが、単価アップ分を加味しますと結構な削減幅になっているのかなということで考えております。それから、光熱水費の方でございますが、2.5%の減で234万円の減という形になっております。それから、複写機等の借り上げでございますが、こちらについては節約をということで13.4%の減で145万円の減ということで、合わせまして2,163万円ほどのシーリングに伴います削減という形になろうかと思います。この中には、指定管理者等に移行した部分がございますので、それらにつきましては外して計算をさせていただいたという状況でございます。

なお、参考までに参考資料の方で載っております物件費、人件費に計上されない賃金、それから旅費、交際費、消耗品や備品購入費などの委託料などの物件費でございますが、こちらの方につきましては対前年比3,855万円マイナスの3.7%の減というような形になっております。

それから次に、経常収支比率、地方公共団体の財政の構造、弾力性を測定する比率として使われる指標でございますが、こちらの方の数値がどうなのかということでございますが、平成17年の決算に伴います数値につきましては86.8%で、平成18年度、これまだ決算しておりませんが、見込みといたしまして若干下がりました、85.1%ということで予定をしているところでございます。

以上でございます。

◇委員長 2番、松田委員。

◇松田委員 できれば、今言ったような説明というのですか、資料を次回の予算参考資料に我々もわかるように載っけていただきたいと、そう要望して終わります。

◇委員長 財政課長。

◇財政課長 予算の参考資料につきましては、その資料のつくり方等わかりやすい内容にということで心がけて作成をしておりますが、ただいまの要望等を踏まえながら、十分なものになるかどうかわかりませんが、検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◇松田委員 終わります。

◇委員長 ほかに。
3番、斎藤委員。

◇斎藤委員 私も前委員と少しかぶる面があるのですけれども、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

それは、臨時職員の採用についてです。かなりの人数が庁舎、本庁舎にいますけれども、その採用方法、またその役割といいますか、そういうことをお聞かせ願いたいと思います。

◇委員長 総務課長。

◇総務課長 臨時職員の採用方法についてのご質問についてお答えを申し上げたいと思います。

現在臨時職員については、嘱託職員と言われている臨時職員もおりますし、一般事務補助といった臨時職員、また職種によりましてレセプト点検でありますとか、幼稚園臨時教諭でありますとか、保母でありますとか、そういった専門職に係る臨時職員、それと通常の一般事務補助といったそれぞれ職種によって臨時職員も分かれてございます。

最初に、一般事務補助に係ります臨時職員の採用に当たりましては、広く町内を中心に

町での臨時職員としての勤務を希望する方々に対しまして、登録制というのでしょうか、登録をいただきまして、その方々を随時それぞれ、原課によっては短期雇用のところがあれば、半年雇用のところもあるわけでありますけれども、それぞれその登録者の中から採用を行うというようなことでございます。

また、専門職につきましては、それぞれ原課の方が中心になりまして面接等実施をして採用をするというようなことで進めているところでございます。

◇委員長 3番、斎藤委員。

◇斎藤委員 職員の採用が微増する中、逆に臨時職員はふえていると思うのですけれども、将来的にもOA機器が進む中で今後とも臨時職員の採用というのはふえていく予想なのでしょうか。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 基本的には、現在の職員定数の範囲内で職員は抑えますし、臨時職員につきましても基本的には最低限、これからの業務がふえるから、その分を臨職で賄うというような考えではなくて、必要にとらわれた場合にのみ臨職を採用すると。それから、専門職につきましては、専門職の職員が何らかの都合によって勤務ができなくなった場合、そういうのも想定されますが、そういうときに限っては専門職に対する臨時を補充するというか採用するというようなことで考えてございます。したがいまして、これからの業務がふえるから臨時職員をふやしていくというような考えではないことをご理解いただきたいと思います。

◇委員長 3番、斎藤委員。

◇斎藤委員 臨時職員の採用については、住民もかなり興味持ったところだと思うのですけれども、今後とも公平性を持ってガラス張りでよろしく願いしたいと思います。
以上、終わります。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 先ほど総務課長の方から臨時職員登録制度というのを採用しまして、その中から必要な臨職の方についてはお願いをしているというような状態でございます。長く勤めるから便利だというような側面もございますが、それは今委員がおっしゃいましたように公平性の観点からいいましても、やはりそういう制度をもって今後に対応していきたいと考えていますので、よろしく願いしたいと思います。

(「面接」の声あり)

◇濱名助役 面接につきましてもその制度の中で登録されている方から面接をして採用するということなので考えてございますので、よろしくお願いします。

◇委員長 町長。

◇町長 職員の採用についてもそうでありますけれども、臨時職員の採用についても公平であらなければならないのと同時に透明性を確保していかなければならないと、そんなふうに思っています。事務補助的な臨時職員については、登録制ということで対応しておりますし、専門的な技能を持った職員を採用するときの面接を行いますけれども、そういった面接官については職員だけではなくて町民の方にも参加をいただいた中で面接を行うというようなことでその透明性を今現在確保しているような状況にあります。今後もそういったことに意を払いながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇委員長 ほかに質問。

4番、植田委員。

◇植田委員 大きな話からだんだん私は小さな話になっていくのがちょっと心苦しいのですけれども、一つだけ質問をさせていただきたいと思います。

備品購入の中でOA機器の購入ということで、もうパソコンなしではない事務整理と、時代になってきたなというふうに感じているわけでありますけれども、一つ私はいろんな講習なり資料を見ながらちょっと疑問に感じるというか、これでいいのかというようなことをちょっと述べさせていただきたいと思っておりますけれども、実は例えば皆さんこういう資料を最近をよく見かけるし、つくっている方もおられると思うのです。僕は、この資料というのはパソコンから落とした資料でないかなと思うのですけれども、例えばいろんな課にまたがりまして、住民課であるとか、福祉課であるとか、それから観光課ですか、そのような中で資料の提供を住民の方々にするというようなことの中で、例えばこれ福祉課の資料なのですからけれども、申しわけないのでけれども、この資料の内容は介護が必要になったらという、そういう資料なのです。それで、このような小さな字をパソコンから落とした資料として果たして皆様に情報の提供ができるのかと、住民の方々に。ここに隣2人いるのですけれども、こればつと見せて、眼鏡かけないと見えないと言うのです、さっき聞いたら。眼鏡かけてようやく見えましてと言うのです。そういう資料を提供して、確かにこれはスクリーンに映した、並行した資料になると思うのですけれども、これは自治会女性部が主催して女性の集いという中で講演をされたようなのですけれども、対象者は恐らく50代から60代、若くても40代の方、それにばつと資料を渡されて、これが果たして介護が必要になったらということを真剣に勉強できるのかなと僕は思うのです。パソコンの時代で、確かに便利になって、そして今言ったように消耗品の削減が17.3%ですか、そういう切り詰めた中ですけれども、やはり住民に提供する資料づくりというの

は身の入った、自分たちで作成した資料を提供しながら情報の提供をしていただきたいなと、そういうふうにするのですけれども、だれがお答えになるかわからないのですけれども、よろしくお願いします。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 確かに大変申しわけないと思います。幾ら経費節減とはいえ、ペーパー1枚削減するためにその内容を縮小して書き入れればよいというようなものではないということは、確かにそのとおりだと思います。今後それらが住民の皆様に対して示したときに果たしてそれが効率的に生かされるか、その資料が生かされるかとなると甚だやはり疑問に思うような場面もございます。今ご指摘があった内容につきましては、どういう資料がどういう受け方をされるのかというようなことをやはり十分に考えながら資料も作成し、提出しなければならないなというようなことを考えたときに、必ずしも小さくしてすべて網羅して1枚の中にすべて織り込むというようなことが、果たしてそれがいいのかというようなことも考えられますので、今後それらのものについては肝に銘じて相手がどうそれを活用してくれるのかという視点に立って資料づくりに今後していきたいと考えますので、よろしくお願いします。

◇委員長 町長。

◇町長 やはり説明責任をきちっと果たせるか果たせないかという問題ではないかというふうに思います。町民の方ではないのですけれども、先日私庁議の中で申しました。最近特にワープロといひましょか、パソコンでいろんな起案が上がってくると。非常に便利でいいのですけれども、起案の体をなしていないと。本来起案というのは、その起案用紙を見れば一体どういう内容のことが起案されているかということで概要がつかめるはずだと。それが結果的にはパソコンで非常に便利なので、いろんな資料をつくった中で表面を見ると全部別紙のとおりになっていると。それでは相手に一体何を訴えているとかということがわからないと。そういう意味では、もう一度そういった機械に頼るということではなくて、人に物を伝えとか、人に理解をしていただくというその気持ちになって物事を当たっていかねばならないと、そんなことをつい最近職員に対しても話をした経過にあります。今言われたことは、さらに役場の中だけではなくて、町民の方々にいかに説明責任を果たしていくか、そのアイテムをどういったもので提供していくかということにつながるだろうと。細かな話ではなくて大きな重要な話ではないかというふうに受けとめますので、さらに今後努力をしてまいりたいというふうに思います。ご提言ありがとうございました。

◇植田委員 終わります。

◇委員長 ほかに。

5番、森田委員。

◇森田委員 何やら1番委員から順番に発言をする順番のように思ってしまったので、つい手を挙げてしまいました。総括ということでございますので、総括になじむようにちょっと努力してみたいと思いますが、地方の財政につきましても、今日19年度の国の予算を見ましても、国民からの所得税等を減らしながら地方の住民税をふやすというような税源移譲がまさに図られてきた19年度ではないかなというふうに思っております。いろいろ国の施策としても地方に元気をつけてもらいたいというようなことで、いろいろな財政的にも応援をしたいというようなことを伺ってございますけれども、一般質問の中でも町長もそのことにも触れられてお話も、ご答弁もされていたというふうにちょっと記憶しておりますが、たまたま大空町の議会の議員の方が四、五名だったのですが、3月の下旬ごろにちょっと勉強会をする機会がございまして、そこで総務省の自治財政局調整課長という方が講師として見えられたわけでありまして、そこで非常にわかりやすく地方を応援する国の施策というものが、短い時間でありましたけれども、説明をしていただいたところでもあります。私どももこの大空町の予算書を見てもその部分が、19年度国が政策として出している部分がなかなか読み取ることができないわけでありまして、まだそこに国が応援をしてくれる部分を今後大空町としてもこの予算書にあらわれていない部分でやっていこうという考え方はもちろんあるかと思っておりますので、その研修会の一端をちょっと、報告の義務は僕にはないかもしれませんが、お話があった中で非常に自分たちもなるほどと思ったこともございましたので、ちょっと伝えたいなというふうにも思っているところでありますが、まず新型交付税ということでありまして、交付税も今までよりはもっと項目数をもう少し単純化して地方にその算定をする、査定をする上で、積み上げをする上で国の考えていることと地方の思いとそんなに開きをなさないで示していきたいというようなことを申されてございましたし、また新しい施策として頑張る地方応援プログラムというようなことで、地方から国に対して今こういう地方の財政も厳しい折ではあるけれども、いろいろな改革であるとか、いろいろな政策を打ち立てて、そしてそれを国に一つのプロジェクトとして打ち出して、それらを国が予算の範囲内でありましょうけれども、それらを査定して、何とか地域の活性化に応援したいというようなお話もされてございました。そのプログラムのことはもちろん、まずは5月ごろには第1次で募集をしたいというようなことも言われておりましたし、このことは町長も一般質問の中でお話もされていたと思いますので、十分承知もしているし、またそれについて取り組もうとしているのだなというふうにも感じたところでもあります。そのプログラムのことにつきましても、とりあえず上げてもらわないことには交付税措置をすることもできないというふうにも言われておりましたし、またその成果を逐一国が介入をして指導するような、そういう考え方も持っていないと。地方が地方の力量でプログラムを作成し、また実現をしてもらいたい、そのための応援を国としてはしていきたいというふうに言われておりました。そのことについても今後の大空町の19年度の予算というか、執行していく

中でいろいろ検討もされていくのだらうというふうにも思いますので、今それらのことをお考えになられている事柄があれば、また何か国の方としてもいろんな事例も挙げながら地方の方に示しているようにも言われておりましたので、どのような今の段階でご検討されているのか、お聞かせ願えればなというふうに思います。

また、その中で大空町もいろんな事業を展開する上にいろいろ地方債の借上げをしながら今日いろんな事業を展開してきているということですが、なかなかこの予算書を見ても地方債の5%以内の金利云々というようなことがほとんど同じ文言で書かれておりますので、5%以上の利率の地方債の借上げしている部分がないのかなというふうにも見受けられるのだけれども、実際はどうなのでしょう。それらが今日国の施策としても、5%以上の部分を国としても応援したいと。昨今ちょっと公定歩合も上がりましたが、国としても地方に、そういう高利の借り入れしている部分を地方の一つの応援ということで、それらの財源措置もしているというふうにも言われてございましたし、それらを繰上償還したり、またそれぞれの地域にある金融機関から借りかえをしながらでもできるのではないかなというようなご説明もあったところでもあります。それらのことについて予算書でちょっとわかりづらいものですから、どのような考え方で進めようとしているのかお聞かせ願いたいというふうにも思います。

それから、ちょっと別な形になりますけれども、選挙管理委員会、局長さん、ご質問させていただきたいと思います。この4月に北海道知事、それから北海道議会議員の選挙が行われます。大空町におきましては、女満別地区においてはこの選挙から投票所の数を少なくしたいということでもあります。もちろん投票所の数を少なくするがためには、既にもう住民には広報等で知らされていることでもあります、非常に大空町自体が町長選、町議会議員選挙が昨年でありましたので、大空町ではちょっと選挙ムードというのが余り漂っていないのも事実かなというふうな感じもしております。この投票率をいかに向上させるかということは、選挙管理委員会に持たされた使命の一つではないかなというふうにも思っているわけですが、その辺の考え方を、またどのように有権者の方々に投票所へ出向いてもらえるように呼びかけをしていくおつもりであるのか、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

◇委員長 町長。

◇町長 まず、地方の財政を取り巻く状況について、昨年安倍内閣が打ち出した施策の一つとして頑張る地方を応援するプログラムというものが出てまいりました。最初に出てきたときには一体どのような内容になるのかということで、具体的な表現といいたしうか、内容がわからなかった状況でありますけれども、ことしに入ってからある程度の形のものでできてきました。どういったプログラムというかプロジェクトが地域の中であって対象にしていくかという中におきましては、一つには地場産品の発掘、ブランド化のプロジェクト、少子化のプロジェクト、企業立地促進のプロジェクト、定住促進のプロジェクト、観光振興交流のプロジェクト、町中再生のプロジェクト、安心、安心なまちづくりのプロ

プロジェクト、環境保全のプロジェクト、主にこんなようなものがあります。これらのものについて、国とすれば交付税措置をしながら財政支援をしていこうということでもあります。その取りまとめが早ければ4月、5月ぐらいには第1次、第2次が8月から9月ぐらいにかけてあるだろうということを示されてまいりましたので、私といたしましては先日担当課の方に、具体的にこういうようなプロジェクトという形で系統立てて今のところはまとめたものはまだないと、しかしながら実際には地場産品の発掘やブランド化、観光の振興、定住の対策、少子化の対策といろんなものがいろんな予算の形でついていると、まずはそれを系統立ててまとめておくようにというような指示を出しました。そうしましてそういった具体的な取りまとめの時期が来たときにそういった内容と合致するかどうか、さらに精査が必要になるだろうとは思いますが、そういった中に迅速に対応して出していくと、申請をしていくということが必要ではないかと。また、主に各市町村において大体その上限が交付税措置で3,000万円というようなことでもあります。当然今やっている、予算措置している内容について、その中で財源措置がされればいいことでもありますし、さらに財源を考えた中でさらに補完して積極的に取り組むような内容のものがあれば、またその時点でも検討をさせていただきたいと、そんなふうに考えて取り組んでいこうというふうに思っているところでございます。

また、新型交付税の関係でありますけれども、少し算定項目が減ったということでもありますけれども、原課とすればそんなに大きな違いを感じてはいないようであります。ただ、新型交付税の関係で試算をいたしますと、大空町については旧来の算定方式から比べると若干プラスになるというような今予想を組むといいでしょうか、予想を立ててございます。

また、地方債の現在5%以上の額については、後ほど財政課長の方からご答弁を申し上げますけれども、実際に合併をした市町村、さらには行政改革に取り組んでいる市町村、そういった中で実質公債費比率の高いところについては従来求めていた起債返還の際の保証金というものを徴しないで、そして繰上償還もしくは借りかえるという制度をつくったということでもあります。これにつきましては、財政の健全化の計画というものをつくった上でこの申請をしていくということになってございます。19年度こういった起債がございまして、そういったものの償還を検討しながら財政健全化に向けての計画づくり、さらには具体的な償還に向けての事務作業というものを進めてまいりたいというふうに考えてございます。この制度は、私が聞いておりましたのは、たしか19年度から3年間の事業というふうに聞き及んでおりますので、そういった中で優先順位を決めながら、片方の繰上償還ができるかどうか、さらには借りかえした方がいいのかどうかということも含めて取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇委員長 財政課長。

◇財政課長 それでは、後段の部分の5%以上の財政融資資金、簡易資金の額の関係でございますが、一般会計の部分につきましては現在18年度末の見込みという形になっておりま

すが、1億7,736万1,000円、それからそのほかに上水道会計、下水道会計等の5%以上のものもございまして、公営企業分が3億9,405万7,000円という形になっておりまして、一般会計と公営企業合わせまして5億7,141万8,000円というような状況になっております。

以上でございます。

◇委員長 選挙管理委員会。

◇選挙管理委員会事務局長 大空町選挙管理委員会といたしましては、今回の知事道議選挙の位置づけといたしまして、財政の健全化とそれを取り巻く住民の生活にどういう影響を及ぼすのかといった視点で非常に極めて重要な選挙と位置づけております。このたび大空町といたしまして選挙投票区を統廃合したと、結果的に投票率が下がったということのないように選管といたしましても十分住民に周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

◇委員長 5番、森田委員。

◇森田委員 これからいろいろな国の施策についていろいろ選択もしていかなければならない事情もちろんあるでしょうし、今町長が言われましたように、財政の健全化計画を今後樹立するために、そのことがある種総合計画であるとか、そういったものの足かせになってもうまくはないだろうと。逆に総合計画があるから、健全化計画を今すぐに策定できない事情もあるのかなというふうにも思うところではありますが、そういったようなことが早くというか、早いというよりもそういうことに逆に逆行していかないように、いろんな計画を今日も持ちながらやれることが一番望ましいのかなというふうに思いますけれども、なかなかこれからの大空町の柱をつくっていかなければならない時期でもありますから、財政そのものもさらに地方債の借入れもまたしていかなければならない状況にもなるやもしれません。そういったことも財政当局としても十分にいろいろシミュレーションをしながらやっていってもらいたいなというふうにも思いますし、今国が税源移譲の始まった先に、地方に何とか元気をつけてもらいたいと、そういうようなことを、これで終わりということではないでしょうけれども、早くから地方もいろんな六団体と一緒にやっていく必要もあるだろうし、また国が今日まで地方分権ということで法律のもとにやってきているわけでもありますので、地方もそれに追随するかのように一生懸命ひとり立ちできるように頑張ってもらいたいなというふうにも思います。

それから、選挙管理委員会のことでありますけれども、今局長からご答弁があったようなことに尽きると私も思っております。しからば具体的にどうするかということが大事なことでありますので、住民によく周知ができるようにいろんな手だてを使いながらやっていただきたいというふうに、最後はお願いになります。2回目の質問にかえさせていただきます。

◇委員 長 町長。

◇町 長 財政の運営といいたいしょうか、市町村の財政状況、経営というところからいうと、大変難しい局面がいろいろあるかというふうに思っています。しかしながら、健全化計画といいたいしょうか、そういうものを立てていくということが逆に足かせになるということではなくて、それを立てて実行しながら健全な体制というものに持っていくながら、さらに次におけるまちづくりの資本整備というものに当たれないかどうかということを考えていきたいというふうに思います。いろんな局面があるかと思いますが、そういった中でいろんな国から出てくる制度なども活用させていただきながら、十分に知恵を出しながらこの厳しい財政状況というものを乗り切っていくように頑張っていきたいというふうに思いますので、今後ともご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◇委員 長 選管。

◇選挙管理委員会事務局長 今回の選挙は、ご存じのとおり、期日前投票というのが16日間と非常に長い期間でございます。結果的には、この期日前投票の投票率がアップにつながる結果的に投票率の向上につながるというふうに、一つ要素としては考えております。ですから、この16日間の期間中にできるだけの方が投票していただくように、選管事務局としても最終的には広報等を通じてPRしていく形になりますけれども、周知を徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

◇森田委員 終わります。

◇委員 長 それでは、ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

◇委員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総括質疑を続けます。質疑ありませんか。

6番、松岡克美委員。

◇松岡委員 皆さんお疲れでありましたけれども、休憩されまして、休憩明けですので、簡潔に町長のお考えをお聞きしたいと思います。

平成19年度予算、厳しい財源の中で職員の皆さんがそれぞれ中身を精査され、それを

町長含め理事者側が責任と信念を持って出された予算であると思っておりますので、中身の細かいことについてはお伺いするつもりありませんけれども、2点についてお伺いをしたいと思います。

町長の執行方針の中で大空町防災計画、それから大空町民保護計画に基づいて緊急事態体制の強化を図るとともに、防災啓発パンフレットを全戸に配布し、町民の防災意識の向上に努めるというふうに書かれております。これは、全戸配布ということで当然であろうし、私は結構なことだと思っておりますけれども、最初防災マップかと思いましたがパンフレットということでありましたので、非常に冊子的なものであってなかなか町民の目につくのかなと、逆に見ないでどこかへしまってしまうというようなことが起こり得ないのかなと、その点で周知がされる部分が少ないのかなという気がいたしております。この地域、災害のない安全な、安心な地域ということで町民の皆さんも災害ということに対して割と実感が無いという部分が私ども含めて多いのかと思っております。ただ、昨今千島列島沖での地震が多発ですとか、それから網走では避難勧告まで出されたということの経緯も実はあるわけでありまして。私ども大空町においては、空港に関しては空港管理事務所が防災訓練を定期的に毎年やられております。それから、水防に関しては自衛隊の101特科と共同で水防訓練もなされております。防災の日が国として設けられておりますけれども、両地域防災の日に当たってもこれといった啓発的な行事もない中で進んできているのが実態かと思っておりますので、私は模擬的訓練、模擬的な訓練も今後どこかの段階でやる必要があるのかなというふうに考えてもおりますので、その点お考えあるのかちょっとお伺いをしたいと、模擬訓練をです、お伺いしたいと思っております。

それと、予算にはのっていないのですが、町のPRという部分で本年神田山陽さんが大空町東藻琴地区に住まわれるということで町有財産の貸し付けもしたところであります。先月の26日だったと思っておりますけれども、NHKの午後1時5分からの何とかパークでしたか、あれにちょうど議員協議会の前段でしたけれども、映っておりました。東藻琴の新しくなった温泉施設ですとか学校ですとか、いろんな意味でPRをしていただきました。その後、夜なのですけれども、本州の私の友達から電話来まして、大空町出ていたのと、随分金かかったなという話だったのですが、いや、NHKだから金かかっていないのだからということで、非常にあのことが大空町というPRにかなりなったと思っておりますし、そういう電話もいただいた経緯もあります。特に山陽さんについては、NHK、それからコマーシャルで以前はミルクランド北海道だったかな、それとあと今はNTTかな、に出られて、今全国ネットというような形だろうと思っております。私ども大空町ではありませんけれども、よその町ではいろんな大使制度といいますか、観光大使というか、親善大使というか、そういったもので我が町をPRしてもらおうということをされているところが最近ふえております。せっかく全国知名度のある方ですから、相手のお考えもあるでしょうから、それが受け入れていただけるかどうか、その辺わかりませんが、そういったことも今後必要になってくるのかなというふうに思っております。それと、同じくご主人がいらっしゃるから、芸名でいいですよと、明江三奈さんも地元の中では一生懸命頑張っていたいております。先般オホーツク圏観光連盟の観光親善大使ということで任命をされてお

ます。以前に観光協会の方でもそういう構想がありまして、お願いをしようかということも一時あった時期もありますけれども、オホーツク観光連盟さんは先にやられたので、ちょっと今その話は途絶えておりますけれども、せっかく大空町をPRしてくれるという部分でありますので、その辺についても何か町としてそういう制度を設けた方がいいのではないかなというふうに思うのですが、その考えをまずお伺いをしたいと思います。

この2点です。

◇委員長 町長。

◇町長 1点目の災害の関係でございます。先日、きょうでしたでしょうか、新聞を見ておりましたら、道新の記者が北見支局に転勤になるといったときに、私ども今議員が言われたように災害の少ない地域だというようなイメージがあるのですけれども、北見支局というのでしょうか、転勤になった折に同僚の方々から災害の多いところで大変ですねというような、そういう言葉を受けてこの地に赴任をしたというようなことが書いてありました。赴任した当日が列車の脱線事故というようなことだったというようなことで書いてありましたけれども、大変昨年は大空町においても避難勧告の発令をし、また近隣の沿岸地域においては津波における避難勧告というようなこともありました。そういったことでいけば、災害時にどのような対応をするかということを含めてパンフレットを町民の皆さんにお配りをしようということではありますけれども、それだけではお蔵入りにされてしまう可能性もあると。やはり日常からの意識の持ち方というようなことが大変重要ではないかということで、今ご提案のありました模擬訓練についてもどのような形か実施をしてみたいと、そんなふうに考えてございますので、考え方などあれば、またご指導いただきたいというふうに思います。

また、町が大空町となりまして、この前一般質問にお答えした中でも旧女満別町、旧東藻琴村の方がまだまだ名は売れていたと、新しい大空町を売っていかなければならないと、多くの皆さんにこの地域のことをわかってもらわなければならぬと、それは私ども役場の職員が実践をしていくということはもちろんでありますけれども、多くの町民の皆さんのお力もかりていかなければならないと。大変マスコミに取り上げられる機会の多い神田山陽師匠や、また議員皆さんもそうでありますけれども、そういう方々にさらに頑張ってもらって町のPRということについてもお願いをしていきたいと、そんなふうには思っております。ただ、私も正直申し上げまして、そのほかに言われた方もありまして、観光大使とか、町のPR大使とか、そういうようなものというのはどうなのかなというふうに思って考えた時期もございましたけれども、神田山陽師匠の今までのご発言を見ますと、この地域のいいことも悪いことも含めていろいろ発信をしていきたいと、中には不都合なこともあるのかなというようなこともおっしゃっていた一場面もございました。そういうことからいうと、行政側から大使というようなものをお願いするということについて、やはり本人の考え方もあるだろうなと。かえってそれが重荷になったり、行動を制約してしまうということにつながるかどうかというようなことも十分私どもとして配慮しなけ

ればならないことではないかと、そんなふうに思っております。ただ、そういうようなことの冠といいましょうか、役職をお願いするかどうかは別にいたしまして、いろんな機会に登場される方々でありますので、懇親を深めながら大空町のPRについてご配慮いただけるように私どもからもお願いをしまいたい、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇委員長 6番、松岡委員。

◇松岡委員 町長からご答弁をいただきました。災害がないのが一番で、これはもう当然あることでありますけれども、災害についてはふだんから行政側からいけば周知、それから町民の皆さんからすればそういう準備や備えも大事だというふうに思っておりますので、今後の検討課題というようなこともいただきましたので、それについてはお願いをしたいと思います。

今言いました神田山陽さんの件につきましては、ご本人の意思もあるでしょうし、それから言わなくてもうちのことはPRしてくれるのだろうと、いいことも悪いことにつけて、そんな考えもありますので、機会あるときにその辺の町長のお考えもお伝えいただいて、私どもの町のPRにも努めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

◇委員長 町長。

◇町長 訓練というのは、まず身をもって体験した経験のところから実際のときには生きてくるといことで、その訓練の大切さというものがあろうかと思っておりますので、前向きに模擬訓練、どのような形で取り組めるか、そのことも含めて前向きに検討させていただいて、ぜひ取り組んでみたいというふうに思います。

また、私からは神田山陽師匠などにも今ご質問のあった内容等についてお話を申し上げたいと思っておりますけれども、やはり365日この大空町にいらっしゃるわけではないというようなことだろうと思っております。この大空町のいろんな話題をやはりご本人にお伝えする役目という方々が要るのではないかと、そんなふうにも思います。これから東藻琴のあの施設のところに滞在をされる機会がだんだんふえてくるのであろうというふうに思いますので、多くの町民の皆さんにそういうところに足を運んでいただき、また町の中での活動の折にいろんな地域の話題というものを師匠に提供いただいて、それがいろんな形でいろいろ山陽師匠の話芸の中でアレンジされてまた大空町をPRすることにつながっていければなおいいかと、そんなふうに思っております。そういう活動を私からも師匠はもとより町民の皆さんにもお願いを申し上げ、さらに大空町のPRになるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

◇松岡委員 終わります。

◇委員長 ほかに。

7 番、坂本委員。

◇坂本委員 まず、何点かありますけれども、1 点目、3 月 1 0 日付の道新の朝刊にことしの統一地方選挙に向けたそれぞれの自治体の首長のアンケート調査という集計結果が出ておりました。本町にも当然その調査依頼が来ていると思われませんが、それに対する町長としての考え方を、当然返事をされているであろうと思いますので、そのことについてお伺いをしたいと思います。

それから、今回の予算で地域交通システムという部分で予算計上されております。調査委託料としての予算も見込まれております。この中でもっと幅広い活用の仕方といいますか、この交通システムについてはどのようなことになるか、どのような内容になるのかはちょっと私の方では具体的にはわからないのですが、例えば今話出ました防災の関係ですとか、それから東藻琴農協でやられるGPSを使った登熟度調査ですとか、それからまた地図の情報システムの保守ですとか、地籍データの異動ですとか、これ今すべてGPSといいますか、衛星を使ったシステムでいろんなもので活用されているそうです。私そういったことについて余り詳しくないのですが、いろんな部分での活用が可能だというようなことで昨年女満別にも、国土交通省だと思うのですが、その出先の人を講師に招いて地域振興会館で講演を受けた経過があります。職員の方も参加された方おられると思うのですが、そういった一つの、そのときは防災、9 月か1 2 月に近藤議員からの一般質問の中にもありましたけれども、そういったシステムを取り入れた幅広い活用というものを考えて調査をしてみたいかというようなことでちょっと提案を申し上げたい部分であります。各課それぞれ独自でやるのも予算を持ってやるのも結構なのでしょうけれども、活用の仕方によってはすべてのものを取り入れられるというようなこともありますので、その辺の調査研究という意味でこれから取り組んでみたいかがかなと、そのように思います。

それから、もう一点、職員研修の部分なのですが、これは具体的に職員さんの研修をされることは、これは大いに結構だと思いますし、どんどんやっていただきたいと思います。ただ、問題は、その研修を受けた部分がどこまで生かされるかということだと思うのです。ですから、一番大事な、今までにも何回も町長の答弁の中にもありますけれども、意識の改革といいましょうか、その研修を受けた部分をどれだけ実践に回せるかというのが一番の問題だと思うのです。ですから、予算をとってせっかくやられる研修ですから、そういったことも含めてその意識を本当の意味での研修になるような研修の機会にさせていただきたい、そのように思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

◇委員長 町長。

◇町長 3 月 1 0 日の道新の朝刊に出ていたアンケート調査と、私も出してございます。

どのように答えたかということなのですからけれども、項目はたくさんあるのですけれども、道内自治体財政状況に関する市町村長アンケート、現在のあなたの自治体の財政運営についてお尋ねします。財政状況はいかがですか。どちらかといえば悪いと答えております。また、5年後の見通しについてどのようにお考えですかということでは、改善が見込めるといふように、理由とすれば合併の効果によって行財政の経費の削減が見込めると、地方債の発行抑制等により公債費の減少が見込めるといふように書いてございます。

ちょっと余分なことなのかもしれませんが、このごろ各新聞社からこういうたぐいの首長アンケートというのが山ほど参ります。それで、中には興味半分に聞いているのではないかとっては失礼なのですから、そういうような節のものもあります。また、中には東京本社と札幌支社と別々に同じ新聞社からアンケートが来るというようなものもございました。また、今回のこのアンケート調査、個別の市町村に対して聞いてきているわけなのですから、夕張市が1月に決めた財政再建計画の素案は住民に対し公共料金引き上げなど負担増を迫るものです。これについてどう思われますかと。私は、マスコミの報道で幾らのものが幾らになるというような報道も聞いてはおりますけれども、その実態の細かなところまで正直言ってわかりませんと、そういうものがない中で厳し過ぎるとか、やむを得ないとか、もっと厳しくすべきだというような、そういう回答はできませんと、こういったようなことでこれについて他の市町村のことについてはそのような考え方でお答えをさせていただきました。

そして最後に、こういったようなものというのは非常にたくさん来ます。なおかつまとまった内容というものについては、記名で私どもはアンケートにお答えをしているのですけれども、私どものところには結果的にその内容というものは返ってまいりません。新聞で公表されて、あなたたちの意見はまとめたらこうだったということでは本来違うのではないかと。公表する前に、記名で書いているわけですので、きっちりとその結果というものをもとにその調査対象になったものに報告をいただくと、概要について説明をいただくと、ということがアンケートをされた側の方の役割ではないかというようなことを申し添えて回答をいたしました。そのほかにも権限移譲だとか、支庁改革だとか、財政問題なのか地方分権における考え方なのか、焦点がどこなのだというようなところまで踏み込んでいろいろなことを書いてきています。ひどいところになると、行政全般についてなんていう話もあります。そういうようなアンケートでありますけれども、またこういうような形で具体的な数字が出されますので、来た場合についてはこういうような考え方を申し添えながら、できるだけ丁寧にお答えをするというふうに心がけているつもりでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 私の方から後段の2点についてお答えをしたいと思います。

まず、地域交通システムの件でございますけれども、地域交通システム、今年度取りかかろうとしているわけでございますが、今委員のおっしゃいましたGPSを使って調査研

究をしてはどうかというようなご提言でございます。地域交通システムにつきましては、現在のところこれといった妙案というものは、現在これから検討しようというものでございます。今委員のおっしゃいますGPSを使った活用、これはすべてのもの、車のナビから始まってあるわけですし、地籍だとかいろんな形で活用されるということは承知してございます。そのGPSが地域交通システムの中でどう生かされるのかというようなことについても、当然検討に入ってまいりたいと思います。現在考えております地域交通システムにつきましては、常任委員会で視察行って、当別だとか、その自治体によっていろんなやり方があるのはご存じかと思いますが、その中で何が太田町として取り入れたときにどのような方法が一番いいのかというようなことも基礎的に調査をしたいと考えてございます。いろいろな地域交通システムの内容について、知識としては仕入れてございます。例えばNTTを入れて使ったディマンド交通システムだとか、そのほか各事業所、病院等々にあるそれだけを使ってやってもいいのかというようなことでいろいろございますが、その辺の活用につきましては委員おっしゃるようなGPS活用も内容的に組み入れることが可能であれば、それらについても調査研究をしてまいりたいと考えてございます。

それから、職員研修のことでございますが、成果がどうか、余り上がっていないのではないか、職員の意識の改革が問題でないのかというようなご指摘であろうかと思えます。職員につきましては、講師に来ていただいて1日の中で短時間、二、三時間の研修もございますし、そのほか長期的といいますか、四、五日法制事務担当研修だとか、それから条例の作成にかかわる研修、そのほかいろいろあるわけですし、中には自治基本条例、それらを学ぶ研修もございます。そういうような各種研修におきましては、職員研修の内容としてできるだけ職員に参加をいただいて意識の向上に努めていると。今後も数ある研修の中で、その内容によりますが、できるだけ職員については研修に参加していただきたいと。常にそういうような考え方でもって職員につきましては意識の向上に努めさせるというようなことで今後も進めてまいると、所存でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

◇委員長 7番、坂本委員。

◇坂本委員 お答えをいただきました。アンケート調査、いろいろな私どもにわからない悩みもあるようなお話もお伺いしたのですが、太田町の場合にはどちらかといえば悪いというような見方を、そういうふうに認識をしていらっしゃるということです。

それで、1点それに関連してなのですが、お伺いしたいのですけれども、ことしの予算通じて、以前財政課長から公債費率適正化計画、これを7年だったと思うのですが、7年間ですか、ちょっと細かい年数わからないのですが、18%を目指して7年間で改善していきますというような計画書を道に提出したというようなお話を聞いております。それが18年からだったのか19年からだったのかははっきり把握できていなくて申しわけないのですが、要するに18年から、19年からこの7年間に改善するといった公債費率の適正化計画と今年度19年度今まで審議してきた内容、ことしの場合には7億3,000万円、

4, 000万円ぐらいですか、起債をしております。そういったバランスの面でその計画との整合性についてどのようにお考えになれるか、まず課長さんの認識からお伺いしたいと思うのですが、お願いしたいと思います。

それから、GPS活用の部分についてのいろいろな研究ということは、やはり大空町としてぜひ取り組んでいただきたい。課ごとに単独でばらばらな行動ではなくて、一種プロジェクト的な組織を立ち上げながらも十分に研究していただき、有効な活用ができるような方向に持って行っていただきたいと、そのように申し上げておきます。

それから、職員研修の部分なのですが、私どもでしたらいやが応でも4年に1回信任を得られる機会を与えてもらっております。すぐわなければ、したくてもできないという立場にありますし、町長も同じ立場だと思います。ただ、職員さんについてはそういうことがございません。ただ、今教育の問題で先生の免許見直しだとかというような話がちらちら飛び出していますけれども、やはりそういった一種危機意識を持つ、必要以上の危機意識は必要ないのですけれども、やはり職員としてきちっとした意識を持てるというようなところをいろんな面で職員研修なり指導なりの場でやっていただく方法も考えていかないと、ここ数年ぜひ意識改革に取り組んでという言葉は聞こえるのですが、さほど改善されていないというのが正直なところでございます。その辺についての考え方を伺いたいと思います。

◇委員長 財政課長。

◇財政課長 実質公債費比率のさきに説明を申し上げました公債費適正化計画との整合性ということのご質問かと思います。一応当初計画しておりました中につきましては、21年ころに繰上償還等で対応しながら起債を下げていきたいということで、本年については特にその辺の手だてを講じておりません。といいますのは、現在総合計画を策定している最中ということで、19年度それらのものができてまいりますので、それとあわせて財政健全化計画を作成しながら、これらの繰上償還の時期等を検討していきたいということで考えておりまして、本年については特に手だてを講じていないという状況になっております。

以上でございます。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 地域交通システムの件でございます。大空町の地域交通システムを考えたときに、GPSそのものが大空町の交通システムに有効に働くかどうかということについての考え方はやはり検討しなければならないし、それらについては研究もしなければならない、このことについては委員の考えていることと全く同じでないかと思います。その中であって課ごとの取り組みが必要だということも委員さんはおっしゃいましたが、まさにそのとおりであろうと思います。それで、地域交通システムにつきましては、現在のところ各課連

携して取り組むことにしてございます。そういうような状況にありますので、大空町のシステムにつきましてもGPSそのものが、繰り返しになりますが、有効になるかどうかについての当然研究調査についてはしていくということでご理解いただきたいと思います。

それから、職員研修の問題であります。意識改革が不十分ではないのかというようなこととございます。これにつきましては、やはり職員がどう考え、どう行動を起こすかというようなことが基本になろうかと思います。できるだけそういうような研修でもって職員の意識を改革するというのか、その辺についてはもう一度考え直していただくというのか、その辺がちょっと言葉として適当ではないかもしれませんが、とにかく職員の意識の向上に努める以外はないという考え方でございます。そういうようなことで今後も取り組んでまいりたいと考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇委員長 7番、坂本委員。

◇坂本委員 お答えをいただきました。今予算審議の中での話ですから、中途半端なことになったような感じですがけれども、ただ、今合併して2年目に向かうに当たっているような計画を策定中、いろんな機会です。そういう返事をいただいております。その計画策定の中にあっていろいろまた情報を得ながら勉強していきたい、そのように考えておりますので、いろいろその途中経過の中での話も公開していただけるようお願いしたいと思います。

地域システムについては、各課連携でやっていただきたい、そうでなければまずいというふうに思っていますので、ぜひそうしていただきたいと思います。これからの予算執行に当たって実のある、効果のある、成果が出せるような形で取り組んでいただきたい、そういうふうに申し上げて、終わりたいと思います。

以上です。

◇委員長 町長。

◇町長 すべての総合計画ができなければ作業が始められないというようなものではないと私は思っております。当然総合計画の計画策定に当たりながら、あわせて並行していろいろな作業、行革もそうありますし、連動して進めていくことも可能だというふうに思っております。その途中、途中の経過については皆さん方にまたお諮りをしてまいりたいと思いますし、考え方がある程度まとまってくれば、改めて正式な機会でご協議をさせていただきたいと思います。

また、地域交通システムでありますけれども、平成18年度においても何回か内部のいろんな課題の拾い出しというようなものについては行っておりますけれども、これについてもどこか特定の課が対応することではなくて、関係する福祉課、それから生涯学習課、企画課、そういったところを含めて検討させていただいております。その流れを断ち切ることをないように、全庁挙げての町のための交通システムということでこれからも検討を進めてまいりたいというふうに思いますので、ご指導いただきますようよろしく

お願いを申し上げます。

◇坂本委員 終わります。

◇委員長 ほかに。
9番、深川委員。

◇深川委員 私は、2点ほど確認をしたいと思います。

新年度予算ですけれども、異論がないということはありませんけれども、こういった形の中で提出をされて、この数字を変えるというのは非常に難しいことなので、この点については了承したいと思うわけですが、補助金、それから交付金、こういったものを支出するに当たりまして目的、それから公平性、あるいはバランスの考え方について伺いをしたいと思います。下部団体、あるいはいろんな機関、あるいは企業誘致をした企業、そういったものもあるとは思われますけれども、当然企業誘致をして企業に来ていただくということについては非常に喜ばしく、ある程度支援をするのが本来ではないかと思うわけですが、財団という公益法人を、これ大がかりなものですけれども、二つ、これは直営と言っても過言ではないわけですが、それから株式会社という公社を一つお持ちでございますけれども、新年度予算については問題がないとしても、これから次年度、今後についてこの辺の補助金、交付金についての支出の出し方の考え方といいたし、積算の考え方の基本的な考え方をお聞きしたいのとそれに関連いたしまして、委託事業はどんどん推進していくわけですが、指定管理もあれば、委託事業もあるわけですが、今若干前出の委員の坂本委員とダブるかもしれませんが、そういった形の中で職員教育といいたし、職員の意識改革ともつながってくると思います。その中で指定管理にいたしますと、専門職がある程度はその中で管理をするのでしようけれども、やはり指定管理に出す、あるいは委託事業をするとしても担当の職員はそれなりの意識と見る目を養わなければ、言葉は非常に申しわけないですが、素人がプロを審査するような形になっては大変失礼ですが、ある面ではそういった見方も必要でしようけれども、そういった目を養うためにもやはり職員教育というのは非常に必要だと思うわけです。そういったことについて今後の考え方をお聞きしたいと思います。

◇委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時28分

(何事か言う声あり)

◇委員長 10分間休憩します。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時38分

◇委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

総括質疑を続けます。

深川委員の質疑に対する答弁を求めます。

助役。

◇濱名助役 まず、2点ございますが、1点目の補助金、交付金の目的、これ公平性、バランスが保たれるのかというご質問でございますが、まず積算の考え方というご質問でございますので、積算の考え方について説明をさせていただきますと、団体組織に出す補助金については団体または組織についてはそれぞれの大きさといえますか、内容的に違う部分がありますので、必ずしもすべてが一律になるということではないと考えます。これを公平性といえますか、すべて一律にということになりますと、例えば定率または定額的な補助というのが必要になってこようかと思いますが、そういう考え方ではなくてその団体、組織の持っている事業だとか、それから人件費、人為的なもの、それらを総合的に判断して補助を出しているというようなことでございます。したがって、人件費であっても全額ではない、その事業に対する必要な一部の経費を見込む、また事業に対しても同じというようなことで、そういう考え方で積算をしたものを補助金として計上して支出をするというようなことになってございます。ただ、それらの補助金等につきましても支出した後につきましても、要求が上がった申請の段階といえますか、申請によってはそのとおり実際に行っているか、言ってみれば決算の形でもってそれらを審査いたしまして、次の要求のときにそれらを反映させるといえますか、そういうような補助金の交付規則がございしますが、それに従ってそれらの補助の精算といえますか、補助金のあり方について考えるということのやり方をとっているところでございます。

それから、委託事業で例えば指定管理者で委託を出した場合については、プロのところに言ってみれば出す側が素人というか、余り得意分野ではないといえますか、専門分野ではない、そういうようなところもあり得ると思います。それについては、プロのところに町が委託をかけるというのは往々にあるわけですし、それらについてはやはり対応としてはただ出しっ放しではない、あくまでも素人であってもそれらに対する管理監督責任が生ずるわけでございますので、それについても専門的に出す場合においてもやはりそれなりに管理はいたしますし、またチェックもするというような体制をとらざるを得ない。例えば専門的な資格がなければならぬ分野におきましては、受け方、受ける方については有資格者いるわけですが、出し方の町としては専門分野がなければ委託した内容によってはまたそれを管理委託を出すというような場合もございします。例えば建築の場合については、今は1級建築士がいますが、1級建築士でなければできないような業務については管理監督委託を出すというような場合もございします。そういうようなことでケース・バ

イ・ケースと言ったらちょっと怒られるかもしれませんが、そのような形でもって対応せざるを得ないのでないのかなというようにございます。確かに委員さんのおっしゃる見る目が必要であろうということでございますが、確かにそのとおりでございますが、場合によってはそういうようなケースに入っていけない場合もあるということだけはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

◇委員長 9番、深川委員。

◇深川委員 質問の仕方がちょっとややこしかったかもしれませんが、こういった財政難の中からこういった各団体にしましても、あるいは関連する企業といいたいでしょうか、財団といいたいでしょうか、そういったところにも出資しているわけで、出資といいたいでしょうか、支出をしているわけですが、そういったことの中身についても企業努力の評価、あるいはそういった企業努力を見る目も必要ではないかと。ただ、先ほど前出の委員から言われておりましたけれども、やった、やりましたという中身の精査をしない、数字的な結果だけを求めるというのは危険性が多く、最小の出資で最大の効果を求めるというのが、それが自助努力であり、付加価値ではないかと、このように思うわけです。そんな中で前出から聞いておりますと、指定管理が決して悪いとか、委託事業がだめだという意味ではなく、各地方でかなりそういったものについてはうまくいっているところは非常にうまくいっております。しかし、問題が生じているところはかなり問題が生じているという結果も出ております。そんな中で行政サイドから民間のノウハウ、そういった意識を取り入れて、指定管理に出す以上、職員の中も民間の意識、民間の知恵を行政サイドも取り入れながら努力をしていくという答えがなければ前向きではないと思うのですが、いかがでしょう。

◇委員長 助役。

◇濱名助役 私もまさにそのとおりだと思います。効果を上げるべく指定管理として委託を出すわけでありますから、行政としてもただやりただけでは済まないと、まさにそのとおりであると考えます。指定管理として出す以上は、これはやはりそれだけの効果を上げなければならないということもございますので、今後、今後といいますが、これから予算がお認めいただければ既に19年度予算と入っていくわけでございますので、それらについては心して対応していくということが大事なことはなかろうかと思っておりますので、それらについては十分対応に注意をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

◇深川委員 終わります。

◇委員長 ほかに。

16番、森委員。

◇森委員 大分大勢の方が質疑等を3日間にわたり慎重に進んできたところでございますので、私の方は簡単に二つ、三つお伺いしたいと思います。

まず、198ページの、これ参考資料も含めますけれども、人件費が21%となっております。それで、これらについてはいろいろ適正計画とか等あろうかと思えますけれども、今の現状で19年度の予算を編成した中でこういった数字が出ております。これについて今後どのように考えていくのか、この点をまず1点お伺いを申し上げます。

それから、2点目、公債費についてで、これも198ページの公債費についてでございますけれども、これについては一般会計、それから特別会計含めると利子も含めて22億1,800万円という大きな数字が出ております。この公債費と人件費を合わせますと一般会計予算の金額を半分もならないけれども、四十数%という、こういった数字になってくるわけでございます。そこで、これらの償還について、これも公債費率の適正計画等、先ほど同僚委員が質問しておりましたけれども、これらを明確に、私は議員も納得のいくように資料を作成、あるいは予算編成のときについてはこういったものもすべてわかるようにしてはどうかと、こういうぐあいに思いますが、この辺についてどのようにお考えか。

また、18年度末の未償還額残高については一般会計、特別会計含めると約200億円という膨大な数字になっております。私は、この200億円は元金であって、これらに金利が当然本年度見ても4億円もあるわけですから、これにプラスこの金利が幾らになるのか、こういったものもやはり積算した中で年度別に例えば5年なり10年どうなっていくのか、こういった資料をつくって、私は議員がわかる必要があると思うのです。でないと、夕張市みたいに議員がいなくなる、町長が変わる、いろいろな変化が出てくるわけですから、これらをきちっと出して、そしてそれに事業をやれば当然公債費がまたふえてくる部分もありますけれども、とにかく現状がどうなっているのかというものは、残高だけではこれは我々の頭ではちょっと判断できないのです。そういったことも含めて、これは今後の問題ですけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

それから、三つ目は、予算編成の予算書の作成は、非常に厳しい経済情勢になって、それぞれ管理職の皆さん、町長さんの査定、こういったものを随分ご苦労をなされたと、このように思っております。しかし、この予算書について私は言うつもりはないのですけれども、この予算を編成したときの積算資料、これが今回ない、去年もなかったような気がするのですけれども、従来旧女満別町の場合は例えば町民税が何人で何ぼという中の積算資料が全部あったのです。法人が何社いて何ぼと。それから、そういったすべてのものが一覧で見たら全部わかると、質問しなくてもわかるようになっていたと思うのです、私。ですけれども、今回のこれでは前年対比はわかるのだけれども、そういった部分的な中身は全然わからないのです。皆さん、ほかの委員さんは我々と頭が違うから、わかるかと思うのですけれども、私は読めないのです、中が。前年対比は読めます。これは、合併をし

た、去年の場合私、途中からの暫定予算を組んでいますから、これにはさわりませんでしたけれども、ことしはきちっとわかるのだなというふうに思っていたのですけれども、そういった部分を、本音は私これで、予算の特別委員会もきょうで終わりですから、これでいいと思いますけれども、そういった資料をぜひこの20年度、次の予算編成のときには、できないのかもしれないし、それは行政のやることですから、希望としてそういうようなものをつくった方が各議員もみんな中もわかるのではないかと。特に歳入については、これ絶対僕は必要だと思うのです。ですから、そういった部分をどうするのか、ひとつ伺いをしたいと、このように思います。

◇委員長 総務課長。

◇総務課長 人件費にかかわりますご質問についてお答えをしたいと思います。

人件費につきましては、予算に占めるウエートというものについては非常に高くなっているという現状があるかと思います。今鋭意策定を進めておりますけれども、行政改革の推進計画の中でも具体的な改革方針、プランといったものを策定して進めていくことになってございますし、それと総務課所管としても今後の職員の定員の適正化計画というものの策定を終えたところでございますけれども、その計画に沿った形で職員数の削減を図っていきながら人件費の削減、抑制を図ってまいりたいと。ただ、毎年度住民ニーズに対応したそれぞれいろんな政策に基づく行政需要というものがあろうかと思っておりますけれども、その行政需要に見合った組織や人員体制というものを十分勘案しながら定員適正化というものに努めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇委員長 財政課長。

◇財政課長 それでは、私の方から後段の公債費の関係について説明をさせていただきたいと思っております。

委員ご指摘のとおり、公債費につきましては予算の中でも相当な高いウエートを占めているという状況になっております。ただ、こちらの部分につきましては、過去に借入れをした分の償還という中で今後とも償還をしていかなければならないという状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

資料の方の関係でございますが、1点目の起債の利息、全年ということになりますと相当大きな表になってしまいますので、ここ五、六年の状況というようなものにつきましては私どもも手元に持っております。ですから、必要があればそれらのものを今後資料としてお示しをすることも可能かと考えております。

また、旧女満別町と資料の内容が少ないのではないかということのご指摘でございますが、今回昨年の合併とあわせまして若干資料を簡略化させていただいたというのが事実でございます。ただ、ただいまご指摘もございましたので、今後來年に向けてその辺の内容につ

いて、ちょっと私もどのような内容のものが女満別時代についていたかというのは押さえておりませんが、その辺も含めながら検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇委員長 助役。

◇八重樫助役 今ご質問にありました人件費と公債費がほとんど半分以上を占めているということでございますけれども、これは総体の予算との関係の比率の関係がございまして、その中の一般、交付税とか税とか、それから地方譲与税とか使用料とか、そういう毎年度一定の部分がその財源内訳が安定的にあるかどうかということが一番大きい部分でございまして、あとの部分の毎年変動します起債とか、それから基金からおろす特定財源とのバランスの関係がございまして、それで、委員ご指摘のとおり、人件費の関係と公債費が大きいということでございますけれども、先ほど言いましたとおり、人件費については定員適正化計画に基づきまして年度的に落としてまいりたいということでございます。それから、公債費につきましましては、ことし借入れが少ないからということですから翌年度に影響するということではなくて、やはり据置期間の3年間ありまして、元金が4年目から入るとか、そういう一つの借入れの部分がございまして、そして、問題は、その借りた中身の問題です。例えば財源対策債がある場合、例えば過疎債でしたら7割、辺地債でしたら8割とか、そういう部分がございまして、それと、全く財源対策債がないという部分でございますので、借り入れる場合につきましてはそういう財源をある部分を優先的にしまして、できるだけ将来的に負担が伴わないようなことを考えてございまして、したがって、交付税につきましても借り入れが多いときにつきましては元利償還の中に入ってくるものですから、安定的にはまいりますけれども、先ほど言いましたとおり、新型交付税制度も来てございまして、そうしますと将来的には小さな小規模市町村にとってはだんだん減ってくる可能性が十分あるわけでございます。したがって、その辺を見きわめた中で今後は財政計画をつくっていききたいと思います。

それと、先ほどご質問の200億円あるうち、そのうち金利が何ぼあるかということでございますけれども、今ちょっとすぐ出ないわけでございますけれども、金利につきましても先ほど5%以上とか、借り入れ年度によって違うものですから、その辺を一回出して5年、10年という部分を近いうちに明示させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇委員長 16番、森委員。

◇森委員 前向きな答弁をいただきました。それで、まず一番初めの人件費の関係は、けさの新聞でありますけれども、これは交付税の削減もあるということで、先ほど町長さんが話をしておりましたけれども、アンケート調査ということで、財政が今より5年後までに悪化するというのが、今より悪化する、63.1%と、それから地方交付税の見通しが減

少するというのが60.8%いると、こういうようなことであります。これは、全道的なもので、大空町がこうなるといことは該当しないと思うのですけれども、あわせて生き残りをかける歳出削減に躍起だと、首長の52%は人件費削減を歳出削減の柱に考えており、このうち92%が職員数を減らすと、こういうふうな見出しが出ておりますけれども、先ほど総務課長さんから話ありまして、適正計画で今後進めていくのだということですので、ぜひその辺をご検討の上、やはり大空町は夕張のようにならないように努力をしていただきたいと思います。

それから、公債費につきましては、助役さんの方から説明がございましたけれども、こういったことも今の政府の方も財政再建を早期に促すという地方財政健全化法案というのが内閣で決定をしたというようなことです。非常に全国的に市町村の財政が厳しくなっているので、国もそういったことに随分力を入れてくると、管理監督も十分してくるということでございますから、十分その辺各管理職の皆さん方は内部的に例えば連絡をとって理解をして協議をしながら財政運営を進めていっていただきたいと思います。財政課だけで進めるのでは当然ないと思いますけれども、その辺を十分検討の上、やはり大空町の将来に向かっていっていただきたいと思います。

それから、もう一つ、参考資料の件ですけれども、これ果たして私が言っているのが正しいかどうかは別なのですけれども、やはり私は全部同じようにということにはなりませんけれども、何点かをそういうようなものをつくっていくことがやはり議会の我々も内容をよく周知できるというぐあいに思っておりますので、ぜひその辺も重要な課題ではないかと、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

非常に財政の厳しい中で、皆さんそれぞれ知恵を出して予算編成に当たったと思います。この辺については、十分私たちも敬意を表するところでございます。執行に当たっては十分、予算を組んだから執行してもいいのだということではなく、またさらに執行のときに十分検討の上執行されますようお願いを申し上げまして、私の質議を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇委員長 町長。

◇町 長 大変財政についてご心配をいただきまして、ありがとうございます。先ほど言いました人件費、また公債費という経常的経費をいかに抑制していくかということが財政の弾力化に求められることであります。そういったことを旨としながら健全な財政運営にできるように役場職員ともども一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。

◇委員長 助役。

◇八重樫助役 参考資料の関係でございますけれども、先ほどおっしゃいましたとおり、税の関係ですけれども、例えば法人税でしたら1号法人、2号法人、5号法人ぐらいあります

けれども、その部分で何ぼぐらいあると、そのうち均等割がどのぐらいあつて所得割がどのぐらいあるということが明示されれば、大空町内の企業の関係の動向もわかります。あるいは、個人住民税につきましても個人所得と農業とか法人とか、そういう関係ありますから、そうしますと大空町民の所得の水準とかそういうものを把握できるということでございますので、20年度に向けましてその辺についてはきちっと明示してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇委員長 いいですね。

◇森委員 はい。

◇委員長 それでは、12番、小島委員。

◇小島委員 総括質疑の最後になると思います。実は、森委員の方からは私が先にやりたいから、おまえ後になれば、こう言われておりまして、そんなことで今関連する内容もございしますが、改めて総括的に質疑をさせていただきたいと、このように考える次第であります。

同僚委員の答えの中に、町長がこの予算の全体の流れの中で質疑があった中で、大空町の現況についてアンケートに答えた内容として、どちらかといえば財政は悪いというふうに答えましたよという経緯がございます。前日、前々日と一般質問含めてどちらかというところとオレンジカードだという話もありまして、この表現はいろいろあるわけではありますが、私の見方では決してどちらかといえば悪いではなくて、悪い方にアクセントがあるというふうに理解しているのです。そういう意味では、同僚の森委員の方からも質問がありましたけれども、町民の間では予算の見方がよくわからないものですから、いろいろ聞かれることがあるのですが、どのような聞き方されるかということ、今現在大空町は幾ら借金しているのですかと、こう聞かれるのです。そうすると、先ほどの議論と同じなのですが、森委員は言うならば18年度の状態で町債は200億円を超えていると、これに利息分を足すとどうなるかという議論を言われました。私は、改めてここに書かれていない分がもしあるとすれば、債務負担行為の額がそれに相当するのかなと。見方、いろんな考え方あるかと思いますが、そういうものを合わせると、一体そういうものを借金だとすると、あるいはもっと拡大解釈して100%出資の株式会社という話もありましたけれども、そういう類似の連結決算なんていう議論もちょっとありましたけれども、そういうことなども含めて一体18年度末で大空町の借金は幾らだと聞かれたら、住民にどう答えたらよろしいのでしょうか。それをちょっと町長から教えていただきたいと、私はこのように思います。それが第1点です。

第2点です。予算編成の考え方ということでずっと予算提案説明、執行方針を読み、そして予算の審議の過程でいろいろと説明をしていただきました。私は、森委員とは違った観点から、予算の説明の参考資料が少ないという観点ではなくて、どうも全体を通して言えることは、大事な予算の中身の中の事業、いろんな形の歳出にかかわる、こういう事業

をやりたい、私が一般質問で申し上げたように、企業誘致あるいは企業に対する支援策として新しい補助金を出すというようなケースについてはどんな説明をしていくのかなど。これは、執行方針にないということで町長からは謝っていただいたような経過もございますけれども、改めて考えていただいて、予算を大事な戦略的な柱も含めて出すときに、事前に各所管の委員会等を通じて、予算というのは政策形成の裏打ちですので、そういうことについての十分な議会とそれぞれ担当職員との間のある意味ではちょうちょうはっしの議論の積み重ねというのも私大事だと思うのです。そういう意味では、協働の精神というのは議会の中にも適用されていいのではないかなと私は思っておりますし、そういう意味合いにおいて具体的な例で申し上げると、私が一番こだわっているのは、一般質問でも申し上げましたけれども、女満別ゴルフコース利用促進事業、施設維持費補助金という形で53ページに書かれてございますが、要綱も過日の2月の26日に示されました。この要綱の取り扱い、後から頭を冷やしてよく読んでみましたら、大きな目玉は利用促進事業と施設維持経費であります。利用促進事業は、何も相手の企業に出さなくてもいいような内容の事業にも感じられる、見方はいろいろありますが。施設維持経費は、まさに基盤的なことでございますから、これは相手が企業であって、私も委員長のご理解を得て株式会社プリンスホテルの営業報告書を資料として受けました。きょうの新聞にもちょっと出ておりましたけれども、西武ホールディングスがやっておって、その傘下のプリンスホテルと、津別の例もきょう新聞に出ておりましたし、その中についでに大空町に関連してゴルフ場の職員がそちらに対応しているので、別にそのことによって雇用の問題は起きない、何か大空町から20人も職員が定住していただいて、冬期はスキー場に行っているような印象のある報道でありましたけれども、これは事実と全く違います。そんなことなどもあわせて、要綱の取り扱いについて、ここに至れば予算をどうするかと、私個人も通すべきだというふうに納得できる根拠を示していただければありがたいなと。住民にも説明できるような、説明責任を果たせるようなお答えをぜひともいただきたいなと、このように考えてございますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

◇委員長 町長。

◇町長 どちらかといえば悪いというよりは、悪いというような感じを受けているよということで、実際には起債の額が200億円と一口に言っておりますけれども、そのほか債務負担行為等入れまして準公債費と言われるものは224億円というふうに押さえてございます。自治体の再生というようなことが今後出てくるのではないかとということで、国の方では法律をつくりまして施行すると。その中では一般会計の起債、債務負担行為、そういったものはもちろんでありますけれども、公営企業における負債や債務負担行為、さらには第三セクターの抱えている借金というようなものを全部まとめて、それは負の遺産です。負の部分。さらには、プラスの部分として基金など、そういうものがあると。それとの比較といいましょうか、さらには実質公債費も入れた中で、そしてそういった中で基準財政需要額に照らし合わせてどれぐらいの比率になっているかというようなことを指標化

する、そういう法律が21年度施行されるというふうに聞いております。実際には20年度の決算から該当されるということでありましてけれども、実際に先ほど言いました一般会計、特別会計、それから第三セクター等の負債だとか、また基金の状況というようなものというのは今時点でもいろいろデータを集めれば出てくるというふうに言われております。そういった中で平成17年度になるのかと思いますけれども、そういうものをシミュレーションして公表してみようではないかというようなことが今総務省段階で言われているというふうに聞いております。ですから、そういうものが出れば、全国いろんな状況の中で私どもの町、大空町というのが財政的にどういった位置にあるかというようなことがつまびらかになってくるのではないかとというふうに思っております。よく借入金の額、夕張市は財政再建計画の中で353億円、負債総額が600億円というふうな言い方をされておりましたけれども、それと比べて本町の借金と言われている債務負担行為を除いた額で200億円というふうにいったときに、うちの町も非常に多いのではないかと、同じことではないかというようなことを私もよく言われることがあります。私は、説明の中で、1年間の歳入と歳出があって、その中に確かにその分は非常に償還が大きなウェートを占めていると。しかし、今現在町民生活にいろんな部分でご不便をかける部分はあるけれども、何とか歳入の中でそういった借金の返済もあわせて歳出予算が組める状況にあると。いろいろな報道を見ると、夕張市の場合は返済額が単年度の歳入の中で確保することができずに、さらにそれを借金しながら返済をしていたというような状況があるのではないかと。そういうことからいけば、まだ私どもの財政の中では収入をもって毎年度の元金、利息の償還ができていくというところが必ずしも同じような状況にならないところだと思います。そういうお話をしていただいております。そういうことではありますけれども、なかなかその説明を加えるというのは難しいことでもありますので、先ほど言いました自治体再生法等々の指標というものが出てきた折に、そういうようなものもまた非常に説明というのは難しいわけでありましてけれども、この前言いましたように、いろんな課題の中の一つとして町民に投げかけていくということもあえてしていかなければならないのではないかと、そんなふうに考えてございます。

また、企業誘致の関係についてこれほど大きな金額について政策的に予算を戦略的に出すのであれば、十分な議論が必要ということだというふうに思います。その結果ということももちろんありますけれども、小島委員、このほかのところでも言われておりますけれども、そこに至るその経過というものを常日ごろ大事にされる方だというふうに私も考えております。そういった意味からすれば、今回のご提案をさせていただいた内容というものについては、時間的に皆さん方に十分その議論をいただく部分とすれば、少なかったと感じていらっしゃる方々も多いのではないかとというふうに思います。経過を少し申し上げますと、8月の18日に企業誘致委員会を、平成18年度第1回目を開催してございます。その中で女満別のゴルフコースの支援策、そのときにはプリンスホテルの経営の中で残るというような形が決まっておりました。ただ、経営の中ではまだまだ十分なところの域には達していないという中で支援策について検討していきたいと。一つには、企業振興促進補助金の延長という手法があるのではないかと。もう一つは、いろいろな形で税が、我が

町に誘致されたことにとか、進出したことに伴い税が入ってくると、そういうようなものを特財化のような形にしながら支援をするという考え方はどうだろうか。さらに、やはり経営を安定させて今後補助金を支出しなくてもきちっと経営をさせるためには、ある一定程度の利用者の方々のご利用がなければならない、そういった意味で利用促進ということを図っていく必要があるのではないかと。さらには、ゴルフそのものだけでなく、あの場所そのものが町民にとっていろいろ憩いの場的になるような、そういうゴルフ以外の部分での魅力アップということも企業の採算ベースに乗せるために必要なことではないかと、そんなことを8月の18日の段階では説明はいたしました。ただ、これについて具体的にいろんな意見があったということではございません。そんなことを考えているのかというような程度でございました。2月7日になりまして、今回お示しをいたしました内容について、要綱についてその委員会の中で初めてご説明をしたというような状況であります。そういった意味からいけば、非常に予算の編成とあわせていけば時間的なそごがここに生じているというふうに私も考えてございます。そのほか、その後総務常任委員会に14日、議員協議会に26日というようなことでお諮りをさせていただいた経過にあるというようなことでございます。今回一般質問の関連から申し上げますと、その年数ですとか額ということについていろいろご質問をいただきました。私がまず何がしかの支援をしながら経営の安定を図ろうということで企業誘致委員会の中でも報告をしましたとおり、支援策を講じていくという中において担当にまず指示をいたしましたのは、一つには企業からの要求だからといって例えば上限を決めずに青天井で補助金を出すということにはならないと。何がしかのそういうきちんとした理由のもとに出さなくてはならない、そういった意味で上限というものも設ける必要があるのではないかと。さらに、年数についても単純にずっと後年度補助を約束するというようなことにはならないと。そういった意味で年数についても制限を持つべきではないかというようなことをまずした中で、どのようなことが考えられるかということで原案の作成に至らせたというような経過がございます。しかし、先ほど言いましたように、これについてはもう少し十分な議論をした中でご提案をさせていただくということが本来ではなかったかということで、そういったことで大変十分なご議論をこういう場においてしなければならないということにおいて非常に反省をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

まず、1回目、こういうようなことで至ったということでご答弁、経過を含めて申し上げたいと存じます。

◇委員長 12番、小島委員。

◇小島委員 ご答弁をいただきました。私どちらかといえば悪いというときに、町長としては悪い方に力点を置きつつも、あえて言えばどちらかといえばということで説明責任を果たしたいのだろうと、こういうふうに思っておりますし、今お話がございましたように、224億円と、それもバランス、その他のものとあわせて考えなければいけないという意味では、全くそのとおりでございますので、今後住民の皆さんにはやっぱりわかりやすく、

うちの財政がどういう状況になっているかということをはっきりと言える姿勢をもって示していただきたい、このようにお願いを申し上げておきたいと思います。

予算の編成につきましては、いろいろとるるお言葉をいただきました。十分なる私の意見を受けとめての上でのご答弁でございますので、これを可としたいというふうに思います。ただ、企業誘致の観点につきましては、町長の答弁にはなお含みがあって不十分な形で、私がちなみにいろんな資料を要求するとなかなかすっと出てこなかったというような経緯もございますし、これはよく考えたら担当もかわいそうだなというふうに思う節もあるわけでありまして、一にかかってこういうことについてはきちっといつでも説明できるということではなければいけないと。今後の進め方についても十分それに配慮をして進めていっていただきたいと思うわけでありまして、何分先ほど申し上げましたように、この疑問があると私実は思っている予算も含めて予算というものを通さなければいけない状況にあります。

そこで、先ほど要綱の一部の中身についても触れましたけれども、あえてそのときには触れていなかった、一般質問の中では言うておりますけれども、3年支援するという約束をなぜ相手から要求されたのかというようなことも含めていろいろと申し上げているはずでありますから、このことについては要綱の中身をやはりはっきりと見直していただいて、期間を限定するということにアクセントを置けば未来永劫やらないのだよという意味なのですけれども、目の前の19年度予算を通さなければいけないわけでありまして、そういう意味ではいろいろと今後このことについては十二分に検討するという意味においても要綱を3年ということではなくて、期間の見直しを考えて、その後いろいろとまた支援のあり方については十分なる協議をしていったらどうかと、このように考えている次第でありますので、そのことについてのお答えをいただきたいと、このように思います。

◇委員長 町長。

◇町長 財政の問題については、ご説明を加えていくと、非常に言葉が難しくなってくるのが常であります。なるべくそういうところに陥らないように表現をしながら、町民の皆さんに今の町の状況というものを知ってもらい、また考えていただくというようなことで情報を提供してまいりたいというふうに思います。

また、企業の補助金の関係でありますけれども、先ほど言いましたように、3年の根拠となりましたのは企業が今後利用客数を伸ばして経営が安定できる一定の期間ということで考えて今回は設定をいたしました。一般質問の中でもお答えしましたように、当然要綱があったとしても実際のその予算というものは単年度単年度またご審議をいただいて、その中で編成作業でお認めをいただく作業になってこようかというふうに思います。ですので、要綱が片方で3年と、予算の審議は単年度単年度ということで、そういう意味で言えば単年度にして一年一年そういったことについて検証しながら進むべきでないかというようなご提案をいただきましたので、今回企業誘致委員会、それと先ほど言いました総務常任委員会、さらには議員協議会でお諮りをさせていただいた要綱、附則のところだったので

しょうか、3年というふうに書いてございますけれども、それについては取り外しをして、基本的に単年度状況を見ながらその支援のあり方について、またご協議をいただくというものについて直してまいりたいと、そんなふうを考えてご説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◇委員長 12番、小島委員。

◇小島委員 答弁をいただきました。そのように進めていただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

◇委員長 ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇委員長 それでは、質疑がないようでございますので、これにてすべての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

委員各位には議員控室にお集まりをいただきたいと思います。

再開はブザーをもってお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 5時23分

再開 午後 6時10分

◇委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決に入ります。

お諮りします。採決は、議案第29号から議案第37号までの9件を一括して行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第37号までの9件の採決は一括して行うことに決しました。

お諮りします。議案第29号から議案第37号までの9件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第37号までの9件は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま本委員会で可決しました議案第29号から議案第37号までの9件の審査結果については、委員長において報告することにしたいと思います。

これにて本委員会に付託されました事件のすべてが終了いたしました。

皆様のご協力により定められた期間内に審査を終了することができまして、深くお礼を申し上げます。

山下町長から発言があれば、これを許します。

山下町長。

◇町長 平成19年度の大空町の各会計予算について特別委員会でご審議を賜り、まことにありがとうございます。さきの一般質問もそうでありましたけれども、大空町の置かれている財政の状況というものは大変厳しい一面がございます。しかしながら、合併をした市町村としてこれからさらに節減可能な、そういう可能性を持った予算でもあると、私はそのように思っております。そういった意味で今回この予算を提案させていただきまして、この特別委員会でお認めをいただきました。今後本会議で改めて議決に向けてご審議を賜りますけれども、そういった中で予算を編成したその意義と、その気持ちというものをまた大切にしながら、そして執行に当たっていきたいと、そんなふうを考えてございますので、この3日間のご審議はもちろんのこと、これからもご指導賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、お礼にかえさせていただきたいと思います。まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

◇委員長 以上をもちまして予算審査特別委員会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 6時14分